

第420回南国市議会定例会会議録

第3日 令和3年3月10日 水曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	9番 岩松 永治
10番 西川 潔	11番 土居 恒夫
12番 有沢 芳郎	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	15番 村田 敦子
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 土橋 愛	環境課長 谷合成 章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 山崎 伸二	上下水道局長 橋詰 徳幸

会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	池本滋郎
教 育 長	竹内信人	教育次長兼 学校教育部長	伊藤和幸
生涯学習課長	中村俊一	監査委員局長	天羽庸泰
農業委員会会長	武市憲雄	農務委員局長	弘田明平
消 防 長	小松和英		

＊

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	公文知子	次 長	野口裕介
書 記	門脇智哉		

＊

議事日程

令和3年3月10日 水曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。2番丁野美香議員。

〔2番 丁野美香議員発言席〕

○2番（丁野美香） おはようございます。議席2番、なんこく市政会の丁野美香です。通告に従いまして質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、こども宅食についてです。

自宅に定期的に食品を届けることで関係を築きながら見守っていく取組を、こども宅食と言います。ポイントとしては、サンタクロースのように食べ物を届けてそれで終わりということ

ではなく、食品を届けることはあくまで一つのツールであり、きっかけです。地域の子供に食事を提供する子ども食堂は、一定の役割を果たしていると思われませんが、行きづらかったり、きっかけがなかったりという家庭もあるかと思います。その点、宅食ならば、直接自宅に届くので、より多くの家庭と信頼関係を築き、つながることができます。現在は南国市で子ども食堂のほうに取り組んでいると思われませんが、その数は幾つで利用状況はどうなっていますか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 南国市でございますけれども、当初、子ども食堂というのは、困難抱える家庭に対しまして安価に食事を提供すると同時に、保護者の孤立感や負担感を軽減する場として、また地域の大人たちによる子供たちを見守る場という考え方で、全国的に浸透してきました。一方、現在、高知県における子ども食堂の考え方って申しますのは、子供たちが多様な人との関わりの中で自分らしく過ごすことができる居場所の提供、子供の課題に関心がある地域住民が共同して主体的に子ども食堂づくりに参加するという住民参加、課題を抱える子供や家庭を発見して必要な支援や支援機関につなぐという発見つなぎの場、地域食材を活用した食事を通じ食に関する知識と食を選択する力を習得するという食育・食支援、また参加者同士、ボランティア、食材提供者、子供の支援機関等、多様なつながりを構築するなど、多くの役割や効果がございます。

現在、南国市内の子ども食堂は、J A女性部が中心となって運営している大篠子ども食堂、代表の方がボランティアスタッフなどの協力で運営をしておりますごめんこどもクッキング、子ども食堂遊の3か所の子ども食堂がございます。利用人数につきましては、大篠子ども食堂が約200名程度、ごめんこどもクッキングが50名程度、子ども食堂遊が大体5名から10名程度ということになっております。また、開催頻度につきましては、遊が週1回開催しておりますが、それ以外は毎月1回となっております。また、子ども食堂遊に関しましては、事業所が今年度で移転となりますので、来年度は、南国市内での子ども食堂は2か所となります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 現在、3か所で運営されていて、今年度には1か所移転するということですが、最近は新型コロナウイルス感染予防のために、密集、密接の状況が生まれやすい子ども食堂などの運営が難しくなっているのではないのでしょうか。

そこで、こども宅食の支援の必要性が高まっていくのではないのでしょうか。昨年5月に執行された厚生労働省の令和2年度第2次補正予算では、初めて支援対象児童など見守り強化事業

としてこども宅食が含まれました。2020年7月31日から8月3日に、こども宅食応援団が実施した自治体や社会福祉協議会向けのこども宅食実施に関する勉強会では、全国80以上の自治体から100名以上の職員や議員などが参加し、全国でこども宅食を実施する機運が高まってきているようです。それらを踏まえて、今回設立されたこども宅食推進議員連盟は、令和3年度の予算にもこども宅食を含むこと、さらにはこども宅食の恒久的な制度化を目指し立ち上がりました。補正予算がついたことや議員連盟が立ち上がったことで、こども宅食実施へ意欲を見せる自治体や社会福祉協議会も多くある一方、食品を集めることやラインなどを活用した利用者とのやり取りなど、ノウハウがないためにこども宅食事業が実施しづらい現状もあります。こども宅食は、例えば人口3万人未満の町村部と人口100万人以上の大都市部では、配送や見守り支援などの方法も異なります。こども宅食応援団は、これまでに全国で13都府県19団体のこども宅食の立ち上げ支援、伴走支援を行った実績があり、その土地ごとの特性に合わせて内容をアレンジしています。今後、南国市でもそういった宅食実施に関する勉強会などの開催や支援の協力を検討していただけないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 令和2年度第3次補正予算では、子ども食堂等子育て支援を行う民間団体等が、支援対象児童等の居宅等を直接訪問し、状況把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子供の見守り体制を強化する支援対象児童等見守り強化事業について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行うこととなりました。現在、上記事業に一部合致するような事業といたしましては、南国市社会福祉協議会が小学生に対する学習支援や不定期に子ども食堂を実施しておりますが、引き続き情報提供等に努めまして、勉強会等の開催の場合は、協力をぜひしたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） こども宅食では、定期的に食品を届けることで信頼関係を築くことができます。貧困といっても周囲からは見えにくく、気づかれにくいことが多いのが現状です。行政に助けを求められない、あるいは助けを求めたけれども十分に対応してもらえず、行政に頼ろうとしなくなった家庭もあるかと思います。宅食はそうした家庭とつながるきっかけになると思います。また、継続的に直接家庭を訪れることで変化に気がつくことができます。例えば、児童虐待でも、暴行のあざが残っているというような事例や、ごみが散らかっている、お風呂に入れてもらっていないなどの予兆に気がつけば、行政と連携して専門的な支援につなげていくこともできます。

地域によって差はあっても、昔はもっと近所の人たちが助けてくれたり、声をかけてくれたりという、おせっかいな文化があったはずです。今では気軽に他人が踏み込んでいくことができません。こども宅食についても、民生委員や児童委員のやることだとか、見守りは保健師の仕事といった意見があると思います。しかし、訪問した家庭の人から、大丈夫です、心配は要りませんと言われてしまうと、そこまでになってしまうこともあり、なかなか踏み込んではいけません。本当に支援が必要なのはそうした人たちで、そういった家庭にちょっとお弁当を届けたり、お米を届けたり、お菓子を届けたりしてもらえるということで、ドアを開けやすくなるということがあります。

しかし、こども宅食についての問題点としては、個人情報への壁があります。宅食の事業者が、あの家庭が心配だと情報提供しても、なかなか情報交換をしてくれなかつたりします。もう一つは、食品ロスに関わる問題があります。企業などから食品を寄附してもらった場合に、食中毒など、何かあったときの善意の提供者へのリスクの改善などが必要となってきます。

しかし、孤立しがちな困窮家庭に必要な、届け、つながり、つなげるといったことで、こども宅食は、経済的に厳しい状況に置かれる子育て家庭などに食品をお届けすることをきっかけに継続的なつながりを持ち、困り事を抱えている御家庭の中で、困っていることを周囲に知られることを恐れて相談できなかつたり、孤立してしまう方たちの助けになることだと思います。こども宅食は、自宅に食品を届けることで、周囲に知られることなく支援を受けることができます。また、継続的に各家庭と積極的な関わりを持つことで、御家庭の変化を早急に発見し、リスクが高まる前に必要な支援につなげることが可能な取組です。

子ども食堂や学習支援などの地域とのつながりを持つ居場所支援も必要な支援ですが、こうした居場所支援につながりづらい家庭もいるため、こども宅食のような各家庭と積極的な関わりを持つアウトリーチ型、いわゆる手を差し出し延ばすことの支援が必要かと思われませんが、今後、南国市ではこども宅食の取組を考えていただけますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 地域福祉の分野におきまして、制度のはざまに置かれた人々に支援を届けるためには、アウトリーチ型の支援は不可欠なものだと考えております。しかしながら、都市部と異なり、困難な子供たちの支援を目的としたNPO法人等が南国市には社会資源としてないこと、また、支援対象児童等見守り強化事業が市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となることを想定しており、守秘義務等をどのように担保するかなど、現状、幾つかの課題はあると考えております。

しかし、先ほど申し上げましたように、既に南国市社会福祉協議会のあつたかふれあいセンター事業においては、各種サービス・制度のはざまの方々に対し、集いや訪問、相談活動を通じて地域の実情に即した事業展開を行っております。また、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を構築すべく、高齢者や障害者、子供や子育て世代との一層の連携を行っております。このような事例もございますので、こども宅食の実施についても、引き続き実施に向けて検討を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） こども宅食は無償で食品を提供する福祉事業となりますが、こども宅食を運営する事業者は、配送する食品、配送に係る運送費やガソリン代、食品集めから梱包や配送に必要な人件費など、全ての費用を持ち出して行ったり、寄附で集めたりしなくてはなりません。各家庭と継続的な関わりを持つことで、早期のリスク発見が可能となりますが、現在の不安定な財源に頼る構造では、継続的に安定した支援を行うことが難しくなってしまいます。子供たちや子育て世代の助けになるよう、ぜひ支援体制について、今後考えていってくださいますよう、よろしく願いいたします。

次に、フレイル健診についてです。

フレイルとは、加齢により心身が老いて衰えた状態のことです。フレイルは、早く介入して対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性があります。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、様々な合併症も引き起こす危険があります。2020年度から、後期高齢者医療制度の健康診査に、75歳以上の人を対象とした介護予備群となるフレイルの状態の人を発見するための健診としてフレイル健診が始まっています。令和元年度の12月議会において、野村議員からも質問がありました、フレイル予防の保健指導が業務に加わるということで、現在の保健師を含む専門職の体制で大丈夫なのかという質問に対して、土橋保健福祉センター所長のお答えが、社会状況の変化により専門職のニーズが増加し、その確保は困難になってきておりますが、現在、健診の補助業務をしていただいている在宅保健師の活用など、工夫を行って業務に取り組みたいというようなお答えでしたが、その後の現在の取組体制はどうなっていますか。

それから、南国市でフレイル健診の対象人数は何人でしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 現在の取組体制としましては、感染症対策を行いながらの健診になりましたため、以前より人数が必要になってきております。1回の特定健診や健康診査では、保健師が6名会場に配置されますが、がん検診と同時実施の場合には、約10名が

必要になります。通常の相談業務に対応する保健師が一、二名しかいないという場合もあります。今後とも、在宅保健師、看護師の確保を強化していきたいと考えております。

また、フレイル健診の対象者につきましては、長寿支援課からお答えいたします。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 令和元年度の実績では、南国市の後期高齢者医療保険の健診対象者数は2,044人となっております。後期高齢者医療の被保険者のうち、前年度に健診を受診した方や年齢到達により被保険者となった方などに受診券を送付しており、長期入院中や介護施設等に入所している方などは健康診査の対象となりません。また、以前は生活習慣病で通院中の方は健康診査の対象ではありませんでしたが、平成28年度から受診していただくことが可能となり、希望する方に健康診査の受診券をお送りしています。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 現在、新型コロナウイルスの感染予防のために外出自粛が長期化し、懸念されるのが心身の機能などが低下する健康2次被害で、いわゆるコロナフレイルです。朝日新聞のライフプロジェクトが読者会議メンバーを対象に実施したアンケートでは、コロナ禍で外出頻度が減り、体の不調を感じる人が少なくありませんでした。日増しにコロナフレイルのリスクが高まっていると指摘されています。アンケートでは、コロナ禍前、週5日以上外出する人が6割近かったのが、コロナ禍の中では週2日以内の人が半数近くになり、コロナ禍を機に外出頻度の傾向がすっかり逆転しています。感染予防しながら健康を維持するのには、どうすればよいのでしょうか。

それから、食事の面でも変化していて、粗食になったり欠食したりと、食事の乱れも目につきます。食事も有り合わせのものでいいという感覚になりやすいようです。在宅勤務になった現役世代は、コロナ太りになり、体重が増えた人がいるとよく聞きますが、より注意が必要なのは体重が減るケースで、意図しないダイエットのほうです。特に高齢者のコロナ痩せは、動かない生活の中で、脂肪ではなく筋肉を減らします。徐々に心身の機能が衰えていき、要介護の一手手前の状態であるフレイルになるリスクがあります。階段の上り下りが大変になったといった声も上がっています。筋肉量も筋力も落ちたケースが目立ち、足腰の筋肉と共に体幹のインナーマッスルが衰える傾向が顕著です。階段の上り下りや立ったり座ったりするとき、体のバランスを取る筋肉量が落ちると、転倒リスクが非常に高くなります。現在のコロナ禍で、外出を自粛している方たちへの対応はされているのでしょうか。教えてください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 感染予防しながら健康を維持するためには、今まで行ってきた運動を継続して行うことが大切だと思います。そこでは、国、県から出ている感染症対策を守りながら、自分に合った運動に取り組んでいることが大切だと思います。

また、感染を心配して医療機関への受診を控えている方もいらっしゃいますが、治療を中断することは、病気の進行や悪化につながります。医師の指示どおり、必要な治療は継続していくように心がけることが重要だと思います。

現在のコロナ禍で外出を自粛している方への対応という御質問ですが、地域にそういう方がどれだけいらっしゃるかについては、把握できておりません。人のいない時間帯、人が少ない場所、短時間で感染症対策をしながらであれば、通常に近い生活を行うことができると考えます。保健福祉センターでは、健康に関する各種事業を感染症対策をしながら再開しておりますので、そのことを実施していることを市民の方に周知していきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 長寿支援課の主な対応といたしましては、高齢者が閉じ籠もりからフレイルにならないよう、啓発を行っております。一般介護予防事業の体操教室の利用者の方に対しましては、自粛期間中でも健康に過ごすため、自宅でできる体操、食事に関する注意、電話などを活用しつながりを持つことなどをチラシにしてお知らせをしております。また、教室参加者以外の全体に対する啓発といたしましては、外出や運動の機会が減少したことで体力や筋力が低下することを防ぐため、自宅でできる運動を昨年6月号の広報紙に掲載をいたしました。また、緊急事態宣言時の防災行政無線による外出自粛の放送の際にも、体操などで体を動かすように併せて放送をいたしました。

地域包括支援センターで、地域の自主サークルであるいきいきサークルの参加者の方を対象といたしまして、自粛期間中の過ごし方についてのアンケート調査を実施しております。その結果、以前と比べ自宅で過ごす時間が長くなったことで、体力の低下や足腰の弱り、また物忘れなどを感じる方が多くなっております。アンケートの意見や感想などを含めて、集計結果を今後のフレイル予防対策に生かしていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 地域での活動が中止になったりして、人と会わなくなり、おしゃべりをしないから滑舌が悪くなり、粗食になって食事のときによくかまないなどの悪循環になってしまうと、口周りの筋肉が衰えるオーラルフレイルという状態になってしまいます。自粛生活が長期化して生活が不活発になれば、筋肉がどんどん衰え、免疫力が低下する、負の連鎖に入っ

てしまいます。今は大丈夫でも、2年後、3年後に介護が必要になる可能性も高まってしまいかもしれません。コロナによるコロナフレイルへの警戒を怠ってはいけません。栄養と運動と社会参加が、フレイル予防の三大原則です。しっかりかんでしっかり食べる、小まめに体を動かして、なるべく人と話す機会を多くする、この3つが大事だと思います。

家族が一緒にいるのに、親世帯にコロナをうつさないようにという子供世帯の気遣いにより、孤食になったり、友達と外食も控えたりということがあります。食事は単に栄養をとる目的ではありません。食事というイベントを介して家族や友人が共に集い、味わい、語り合うことで、情報交換や様々な思い、感情が生まれ、活力が得られます。しかし、孤食になると孤独感や疎遠感が生まれ、食も進みません。そういった方たちへの取組はされていますか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 孤食を防ぐ取組はできておりません。昨年からは、コロナ感染症対策で、家族以外との食事や外食での人数には制限があり、また外食をするときのマスク着用のルールなどもあり、以前のように食事を楽しむことは難しかったと思います。感染症対策はしばらく続きますので、コロナ禍での食事の楽しみ方を工夫していくということは、重要な課題だと考えます。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 長寿支援課におきましても、昨年度に後期高齢の方を対象に栄養教室等を開催いたしましたが、本年度は、コロナウイルスの影響で実施できておりません。栄養・運動・社会参加がフレイル予防の重要な要素となることから、保健福祉センターと連携し、栄養・口腔に加えて、今後は食事の重要性ということについても啓発をしていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） お隣の香南市さんでは、2か月に1度の配食ボランティアで、お弁当を高齢者のおうちに各地区の民生委員さんが配っているそうです。南国市では、高齢者の方たちへの配食サービスなどはされていますか。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 長寿支援課は、社会福祉協議会に委託をして、ふれあい給食事業を実施しております。独り暮らしの高齢者宅へ月1回、見守りを兼ねてお弁当などを配っていただいております。また、高齢者の食の確保の観点から実施している配食サービス事業では、調理することが難しい方など食事の確保が困難と認められる場合に、栄養バランスの取れた食

事を安否確認を兼ねて自宅へ定期的に届けることで、在宅高齢者の健康で自立した生活を支援しております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 食事の確保のことなど支援をされていると聞いて安心しました。独り暮らしの高齢者の方たちのためにも、ぜひ続けていていただきたいです。この3月の南国社協だより、まんてんにもフレイルのことが取り上げられていましたが、行政の支援として、個別支援や集団指導を専門職の人たちである保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが介入してやっているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 令和2年度から、後期高齢者を対象に後期高齢者質問票を取り入れた問診が開始となっております。高知県国民健康保険課からは、健診の場での活用、通いの場での活用、かかりつけ医での活用方法が示されています。問診では、本人の疾病の有無、治療状況、食事、運動等について問診しながら、本人が健康のために進んで取り組んでいることを称賛していきます。症状がありながら受診していない場合は、受診勧奨しながら、改善したほうがよい点があれば本人に働きかけを行っています。今後も問診から得た結果を保健師、管理栄養士、歯科衛生士など専門職が共有し、高齢者のフレイル予防に努めていきます。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 昨年9月に、東京大学高齢社会総合研究機構の神谷先生による市民向けフレイル予防講演会を保健福祉センターで開催いたしました。来年度からは、健康寿命の延伸を目指して、通いの場などを活用した高齢者のフレイル予防事業に取り組む予定をしております。さらに、市町村が令和6年度までに開始することとされております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、保健福祉センターの健康づくり事業と連携し、保健指導の専門職とともに介護予防事業を進めていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） コロナ禍でのフレイル予防の対策は本当に大変なことだと思いますが、ぜひ進めていてくださいますよう、よろしくお願いいたします。

次に、LINEについてです。

今までに何人もの議員の方たちが質問をされてきたことだとは思われます。12月議会においても植田議員からも発言がありましたが、現在のコロナ禍で情報がすぐに伝わるという点でも、LINEという配信は必要だと思います。高知県や宿毛市、四万十市、お隣の香南市、あと四

万十町、大月町、黒潮町などが開設をしています。私自身も現在、高知県の南海トラフ地震対策課や四万十市、香南市さんのLINE登録をさせていただいておりますが、いろいろな情報が届き、とても便利です。ここ最近では、コロナ情報や地域のイベント情報にはとても助かっています。コロナ情報の一つとしては、コロナワクチン予防接種に関することやワクチンの相談窓口としても活用できるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 情報政策課長。

○情報政策課長（竹村亜希子） 県内他自治体でLINEを開設されていることは把握はしております。しかしながら、コロナワクチン予防接種に関します情報提供や相談窓口につきましては、昨日の保健福祉センター所長の答弁にもありましたように、市ホームページや広報により情報提供を行い、御相談については医療従事者に続きまして、間もなく高齢者向け優先接種が始まりますことから、個別のお問合せに対しまして丁寧な対応ができるよう、3月下旬には保健福祉センター内に南国市コロナワクチン接種相談窓口を設置して、対応する予定をしております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 市のホームページや広報などの情報提供もいいのですが、今では多くの方たち、若い人からお年寄りまでがスマートフォンを携帯して、LINEの登録をしています。現在、南国市ではフェイスブックのほうを取り入れています。LINEのほうが身近に活用しやすいのではないのでしょうか。子育てのことからごみ出しのことまで、知りたいことがピンポイントで分かるというのはとても便利だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 情報政策課長。

○情報政策課長（竹村亜希子） フェイスブックにつきましては、災害時の利用を見据えまして、平成25年5月に開設しております。平時から利用していただくことが重要となりますので、こちらにつきましても、引き続き定期的な情報の発信に取り組んでまいります。

LINEにつきましては、SNSの中で日本国内では最もユーザー登録数が多いと言われております。そういった面で、利用者が活用しやすいツールであるとは思っております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 前に私からも災害時のLINE活用について質問させていただきましたが、他県においての活用方法としては、熊本県熊本市の取組は、情報配信においてのLINEの位置づけとして、平成28年度熊本地震で電話回線が繋がらなくなった際、被災者の連絡手段としてLINEが活躍したそうです。そうしたことを受けて、熊本市ではLINEの活用方

法を模索して、現在、市のアカウントからは復興やイベント、子育て、健康、仕事などの情報を、希望するユーザーへ個別に配信しているそうです。長野県でも、2015年に子育て関連情報を提供するLINE配信を始めて、子育て世代の育児の参考にして、不安解消にも役立っているそうです。大阪府では、児童虐待相談の窓口をLINEでするように、今年から本格的に運用していく準備もされています。南国市でも、そうした災害時だけでなく、ふだんから活用することの取組については検討していただけないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 情報政策課長。

○情報政策課長（竹村亜希子） 市からの情報発信手段の一つとして有効な情報発信手段であると考えておりますので、LINE利活用の取組については検討していきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 次に、市長にお聞きしますが、先日、高知新聞に掲載されていましたが、現在、都道府県の方言を使ったスタンプも多い中、超ローカルLINEスタンプという、幡多郡黒潮町佐賀に、「よっきゃあ」や「いー、いー」というローカルな方言で、意味は、「よっきゃあ」がとてもで、「いー、いー」がそうそうというそうですが、それらを使ったスタンプ、地元の人たちにしか通じない、黒潮町佐賀のあるあるがてんこ盛りの面白いスタンプもあるそうです。南国市でもシャモ番長というPRキャラクターもできたので、シャモ番長のスタンプなど、ぜひそういった遊びの部分を取り入れながら、今後LINEの開設をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 御提案いただきましたシャモ番長でございますが、南国市のPRキャラクターとして、せっかく山田高校の学生の皆様に御協力いただいて、PRキャラクターを作ったところでございますので、多くの皆様方にぜひとも見ていただいて、このかわいいシャモ番長を多くの皆様に興味も持っていただきたいと思います。そういった意味では、多くの機会を創出していきたいと考えているところございまして、このLINEに使うということも効果は大きいと考えております。ぜひともLINEの開設に向け、ほかの市町村の事例を研究しながら、開設に向けて前向きに進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。今後、南国市でも、ふだんからLINEを活用していると、災害時やいざというときに役立つはずで、コロナ禍でいろいろな情報がすぐに

伝わり、活用されることと思います。今月には、ものづくりサポートセンターもオープンします。今年には南国市中央地域交流センターも出来上がります。南国市から発信していくことがどんどん増えてくることだと思いますので、ぜひ南国市でのLINEの開設をお願いしていただきたいです。よろしく願いいたします。

次に、防災用ヘルメットです。

現在、南国市の小学校に用意されている防災用ヘルメットなのですが、保管場所として、ほとんどの学校が椅子の下にネットをつけてその中に保管し、すぐに使えるようにしています。けれど、そのネットが消耗しやすく、年間二、三回、買い換えなくてはならないという学校もあります。十市小学校では、百均の自転車の籠につけるネットを都合がよく使っているようですが、百均の店においてあるネットの数が、児童数の200から300個になると、何店舗かを回って集めないと数が足りないというように、大変苦勞して数をそろえるという思いをされています。ほかの学校でも同様に苦勞していると思いますが、そうした学校への対応はどのようにされているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問のありました防災用ヘルメットの、まず収納状況につきまして御報告を申し上げます。

分校を含めました18校中、椅子の裏側にネットを用いて収納している学校が11校、そのほか、机の横のフックにかけたり、教室の後ろにあるロッカー等に収納したりしている学校が7校となっております。丁野議員から御指摘がありました、椅子の裏側にネット等を用いて収納している11校に確認をいたしましたところ、十市小学校以外の学校からも、ネットの耐久性が弱く、年間に複数回、交換せざるを得ない状況があることが分かりました。また、そのネット購入の費用につきましても、十市小学校と同様にPTA予算で購入しているということでもございました。また購入方法につきましては、これも十市小学校のように、県内の店舗1店舗では在庫がなかなか足りずに、複数の店舗に問い合わせ必要数を調達している学校もありました。大篠小学校では、児童数約800人に対しまして800個の対応をするために、県外の一括注文しているということも確認ができました。

いずれにしましても、防災用ヘルメットの収納用ネットの維持管理や調達方法につきまして、大変御苦勞されているという学校が多いことが分かりました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 防災用ヘルメットの耐久性や補助金などのことを考えると、現在使用し

ているヘルメットを6年間使った場合、ネットを年間3回ほど買い換えることなどを考慮しても、コンパクトに折り畳めて引き出しにしまえるヘルメットに変更してみてもそんなに大差はないように思えるのですが、使い勝手のよい折り畳み式のヘルメットに変えていくようにしてはどうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 現在、防災用ヘルメットとして使用しておりますヘルメットの使用期限は5年間となっております。本市では、平成25年度から防災用ヘルメットを整備しておりますが、毎年、予算の範囲内で計画的にヘルメットを買い換えておる状況がございます。御意見のありましたように、学校現場が対応に大変苦慮しているという状況もありますので、折り畳み式のヘルメットの導入につきまして、既に導入しております他市町村からも情報収集を行いながら、安全性や耐久性、強度の問題をはじめ、コスト面の問題もございませぬが、何より児童が瞬時に着用できるかという検証も含めまして、調査を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 今年は、つい最近、2月に東日本のほうで地震も起きたりして、防災用ヘルメットの使用も、今後、避難訓練など回数を増やしていったりして、使用頻度も増えるかもしれません。災害時などに子供たちの使いやすい保管場所や折り畳み式のヘルメットについて、なるべく早く考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 早速調査を行いまして、検討を始めてまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。南国市の小学校での防災への取組は、他県と比べても子供たちの学習はすごく進んできていると思います。各学校でも防災訓練なども定期的に行われております。子供たちのほうが避難のときのことなどとても知っていて、私たち大人も見習わないといけないこともあるぐらい勉強しています。明日で東日本大震災から10年がたち、南海トラフ地震に備えているいろいろな準備がされている中、これからの未来ある子供たちを守るための防災用ヘルメットの保管場所などで各学校の負担にならないように、今後考えてほしいです。どうかよろしく願いいたします。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 13番中山研心議員。

〔13番 中山研心議員自席〕

○13番（中山研心） 立憲民主党の中山研心でございます。第420回定例会に当たり、一般質問を行わせていただきます。議長の許可をいただき、自席にて着席のまま質問を行わせていただきます。

質問の前に一言お礼を申し上げます。今議会の開催に先立って、車椅子で利用できるように、議場とトイレの改修をしていただきました。早速の対応をしていただきましたことを、市長や議長、副議長をはじめ事務局の皆さん、設計施工を担当してくださった部署の皆さん、そのほか関係してくださった全ての皆さんに深くお礼申し上げます。ありがとうございました。また、スロープの設置に際して、議席の位置を快く代わってくださった神崎議員に心から感謝申し上げます。

今後予定している公的施設の整備に当たっては、あらゆるハンディキャップがバリアとならないよう、可能な範囲で合理的配慮をしていただきますようお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1月27日の参院予算委員会で、菅首相は、立憲民主、社民会派の石橋通宏議員に対する答弁で、定額給付金の給付について予定はないと改めて述べるとともに、政府のセーフティーネットとして最終的に生活保護があると言い放ちました。この発言は大炎上し、ハッシュタグ、もう要らないだろう自民党、菅やめろの大合唱となりました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で生活に苦しむ人たちへの対策を求める質問に対して、政府には、最終的には生活保護というそうした仕組みもあると、投げやりな答弁をしました。牧師でNPO法人抱樸の代表である奥田知志さんは、自助・共助・公助に序列や順番があってはならない。公助を後回しにしてはいけない。困った人に共助や公助が先にあれば、人はそれを支えに自助に向かえる。そして、国や周囲に助けられた人が、今度は別の誰かへの共助や公助を支えていけるとおっしゃっています。菅首相の言う共助や絆にも、安上がりな公共という、せこさとうさんくささを感じてしまうのは私だけではないはずです。元バンドマンの無職のプータローを親のコネで大臣秘書官に抜てきし、大臣を退任する際に、父親の後援者が創業した企業、しかも事もあろうに所轄監督する東北新社に就職させて、何の実績もないのに子会社の取締役就任し、古巣の省庁の官僚を接待するというのも、ある意味、共助や絆と言えなくもありません。最終的に生活保護があるというのは、当たり前のお話です。国民が求めているのは、こういう答えではなかったはず。生活保護に陥らせないようにするのが、政治の役割ではないでしょうか。

そこで、市長にお伺いします。

菅首相のこの発言をどう感じたかは聞きませんので、政治家として、市民に安全で安心な生活を保障し、生活保護に陥らせないようにするためには、どのような施策が必要だと思われますか。市民の命と暮らしを守り、引き続き市民から信頼される南国市のリーダーたろうとする平山さんの決意をお聞かせください。

次に、その生活保護が最後のセーフティーネットとして機能しているかどうかについて、検証していきたいと思います。

厚生労働省のホームページには、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものですので、ためらわずに御相談くださいと書かれています。生活保護基準以下の世帯で実際に生活保護を受給している世帯数の割合のことを捕捉率と呼びますが、厚生労働省はこの捕捉率について、2018年時点では22.9%にとどまると発表しています。なんと生活保護の必要な人のうち4人に1人以下しか、実際には生活保護を受けていないことになります。厚労省の大甘の推計値でこれですから、憲法25条の定める生存権の保障が行き届いていないと言わざるを得ません。生活保護に対するヘイトでは、すぐに不正受給がとか言われますが、生活保護の不正受給率は1%未満で、一般の犯罪率よりはるかに低いことはあまり知られていません。日本の生活保護利用率は全国で16パーミル、先日福祉事務所にお聞きしたら、南国市で現在21.22パーミルだそうです。先進諸外国と比べると極めて低い数字にとどまっています。むしろ数百万人が保護から漏れている現実が見えてきます。ドイツでは、捕捉率64.6%、保護率で97パーミル、フランスでは捕捉率91.6%、保護率57パーミルとなっています。現在、日本で生活保護を受けている人は200万人程度ですが、仮に日本の捕捉率をドイツ並みに引き上げると、利用者は717万人になります。

そこで、福祉事務所長にお聞きします。

生活保護の捕捉率が低く、保護から漏れている人が多くいることが、逆に保護基準以下の人が多くいるのに、のうのうと生活保護を受けて、といったような差別や妬みの一因になっているとは思いませんか。言うまでもなく、生活保護は憲法25条を具現化する最後のセーフティーネットです。この網から漏れたら、ほかには助ける手段は何もありません。であるならば、生活保護を受けることを阻む障壁はできるだけ低いほうがよい。捕捉率はできるだけ高いほうがよい。水際作戦を徹底し保護を増やさないことよりも、1人の取りこぼしも作らないことにプライオリティーを置く。捕捉率100%を目指していくべきではありませんか。この質問には、福祉事務所長の御所見と、市民の暮らしに責任を持つ市長の政治家としての決意もお聞かせく

ださい。

それでは、なぜほかの先進諸国に比べて日本の保護率や捕捉率は低いのか、何が障壁となっているか、見ていきたいと思います。

まず、扶養照会の問題です。扶養照会は、申請者の親族に対し、扶養、金銭的援助などの可能性についての文書を送付する制度です。生活保護申請を家族に知られることを恥だと思う人も多く、保護申請の大きな障害となっています。扶養義務と生活保護との関係については、生活保護法で、民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとして定められています。これは、保護受給者に対して扶養義務者から仕送りなどが行われた場合には収入として認定し、その金額分だけ保護費を減額するということです。ここで注意しなければならないのは、民法上の扶養義務が保護を受給する上での要件とはなっていないということです。

1月28日の衆議院予算委員会において、共産党の小池晃議員の質問の中で、田村厚生労働大臣は、扶養照会は義務ではございませんと3回も繰り返し答弁しました。生活保護法において扶養照会は義務ではないと正式に国会答弁されたのは初めてのことであり、画期的なことだと思います。生活保護制度は憲法に定められた生存権を実現するための法律であり、親族が扶養の義務を果たしていないことで、この人権の実現が妨害されるのは明らかに不合理です。しかし、日本の生活保護法では、扶養の可能性についての照会自体は行われてしまうため、保護申請を親族に知られることになる。これが保護申請の大きなハードルとなっていました。

この日の質疑では、利用者の申請をためらわせている扶養照会を行った結果、ほとんど援助に結びついていない実態も明らかになりました。田村大臣の答弁によると、3.78万人、これ、全体の扶養照会件数、28年7月に保護を開始した世帯に関する扶養照会の状況についての調査を平成29年度に行っておりますけれども、この中で金銭的な援助が可能と回答した件数は3.8万件中600件であります、と続いています。大変な手間をかけて照会を行って、1%そこそこの成果。南国市では、令和元年度に照会した総数129件中、金銭的援助につながった件数たった2件、率にして1.55%となっています。

こんな可能性の低い無駄な労力をかけるのはやめませんか。少なくとも、利用者がこの親族には連絡しないでほしいという人には扶養照会するのはやめませんか。DVの可能性のある親族や、そもそも人間関係の壊れている人に照会しないのは当たり前のこと。人間関係がまだ壊れていないからこそ、知られたくない身内だっているはず。第一、本人が知られたくないと思う人が援助してくれるはずありません。考えてみてください。妹の嫁ぎ先に問合せが行く、あるいは兄嫁に知られるくらいなら保護なんて受けなくていい、死んでも構わないと思っ

ている人がいることに思いが及びませんか。それでも扶養照会をかけるというのは、嫌がらせでしかありません。扶養照会は心理的なハードルとなって、申請を諦めてほしい、何ならお兄ちゃん、恥ずかしいからやめてといった、身内からのプレッシャーで取り下げてくれたらラッキーと思っている、情のないケースワーカーばかりではないはずです。福祉事務所長の御所見をお聞かせください。

次に、持家の件です。

厚生労働省のホームページには、持家がある人でも申請できます。利用し得る資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持家については保有が認められる場合があります。まずは御相談くださいと書かれています。しかし、いまだに私は持家があるから駄目だと思っている人が少なくありません。何をぜいたく品と見るかは、時代によって大きく価値観が変わってきました。ある時期まで、クーラーはぜいたく品として保有が認められていませんでした。冷蔵庫や腕時計の保有が認められなかった時代もあります。初回訪問時に、ケースワーカーがたんすを開けて、一振りの着物以外は処分するように指導していた時代もあったそうです。そんな大昔から、生活保護法では、よっぽどの大きな屋敷でもない限り居住用の持家の保有が認められなかったことなどありません。にもかかわらず、持家があると生活保護は受けられないと誤解している人が多くいるのは、国や実施団体は積極的に広報してこなかったから。誤解したまま申請が増えなければいい、生活困窮者を積極的に捕捉したくないという不作為を感じます。

持家の中でもローンの残っている住宅については別で、生活保護法では保護受給中の資産形成は認められませんから、基本的にローン付住宅の保有は認められていません。しかし、例外として、金融機関が支払いを猶予している期間の保護受給は認められていることは、恐らく積極的に情報提供していないのではないかと思います。現役世代の中にも、コロナ禍で仕事を失い生活に困窮する人が多く出ています。そんな方が生活保護に陥ることなく、失業給付や求職者支援、自立支援制度によって自立に向かうことができればいいのですが、最悪の場合、生活保護しか頼るものがないけれども、ローン付住宅の保有がネックとなって生活保護も受けられない。一家心中するしかない。そんな悲惨なケースは絶対に産み出してはいけません。幸い、現在、金融機関もローンの支払い猶予や支払い計画の見直しには柔軟に応じてくれますから、ローン付住宅を保有しているから駄目だと門前払いするのではなく、金融機関に支払い猶予の相談することも含めてアドバイスしていただけたらと思います。

次に、車の保有についてです。

南国市のホームページには、南国市福祉事務所の生活保護の手続のページの比較的目立つ場所に、保育所送迎のためにマイカーを所有できるか、の見出しでこう書かれています。生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると法律に書かれています。そのため、一般にマイカーのような資産性のあるものの保有は認められていませんが、マイカー以外に通勤の方法がないか著しく困難な場合には、マイカーの保有が認められる場合があります。これとの関連で、自宅から勤務先まではバスや電車などの公共交通機関でのアクセスが可能なものの、子供の託児のために保育所を利用して、保育所へ送迎して勤務するためにマイカー以外に通勤する方法が全くないか、または極めて困難な場合には、まずは公共交通機関で通える保育所への転入所を検討するものとされています。ちょっと何を言っているのか意味が分かりません。これを何回読んでも、保育所送迎のためにマイカーを所有できるかどうか分かりませんでした。生活保護法では、生業に活用するとき、つまり通勤や自営のために車を利用する場合であって、それにより収入認定が期待できる時、半年以内に自立の見込みであるとき、そのほかやむを得ない事情があるとき以外は車の保有を認めていません。

皆さん、考えてみてください。公共交通機関もあり、買物などの生活インフラが整っている南国市の中心部で暮らしている一部の人以外で、車のない生活が想像できるでしょうか。便数は少ないですが、コミュニティバスはまだ残っていますので、何とか通院はできるかもしれません。しかし、毎日数キロ歩かなければ量販店にも行けず、買物もできないという生活は想像もできません。保護申請の前に知り合いに名義変更しておくというのは、よく聞く話です。

私が現役のケースワーカーの頃、ケースが高級車を乗り回しているという垂れ込みがあり、数日間、張り込んで現場を押さえ、廃止にしたことがあります。当時の私は、車の保有とアル中には厳しく、容赦がなかったですから。当時も車の資産価値なんて大したことないと思っていましたが、万が一事故を起こしてしまった場合の賠償能力がないことなどを認めない理由として、いっばしに指導していました。しかし、これもよく考えると、保護受給者に限らず、たとえ公務員であったとしても、無保険で無制限に賠償責任を負えるわけでもありません。保護受給者は車を運転してはならないという不便を、ペナルティーとして甘受すべきであるという差別意識があったのかもしれませんが。地方においては、車なしでは生活できない現実に鑑み、軽四輪自動車に限り保有を認め、任意保険への加入を義務づけるというふうに、弾力的に運用するようにしませんか。そうすれば、保護を受けているくせにベンツに乗っているなどという、要らぬやっかみを生まなくていいと思うのですが。

今もあるかどうか分かりませんが、私がケースワーカーだった当時、公的扶助の研究をする職員の自主グループがありました。結構真面目な研究グループで、不定期にはありますが、情報交換したり研修会を開いたりしていました。このグループの究極目標は、どのような条件がそろえば人は困窮するのかというプロファイリングのチャートを作ることでした。もちろん人が困窮に至る原因は千差万別であり、プロフィールなんて大それた野望はついに完成しませんでした。

FBIがシリアルキラーを割り出すようなプロファイリングは完成しませんでした。人が困窮の網に引っかかるリスクが高くなるパターンは幾つか見えてきました。1つは低学歴です。傷病や母子など外形的な世帯類型に関係なく、構成世帯員の最終学歴は中卒が圧倒的に多いこと。貧困は世代を超えて連鎖するという。生活保護世帯の親も生活保護で子供も生活保護という、3世代保護家庭は珍しくありません。時代背景も生活背景も異なっているにもかかわらず、なぜか生活保護に陥ってしまう。両親のどちらかがアルコール依存症の親に育てられた子供は、女の子の場合、中学卒業後間もなく世帯転出、独立するものの、すぐに駄目男に引っかかって、妊娠、出産を経て生活保護に逆戻りする、というのは見慣れた風景です。

この貧困の連鎖を断ち切るために、南国市が取り組んでいる貧困世帯を対象とした学習支援プログラム、南国市子どもの学習・生活支援事業の実践は素晴らしいものだと思います。この学習支援プログラムの現状について教えてください。

この取組については、市長部局の福祉事務所の指導で大変頑張っており取り組まれていることには敬意を表しますが、学習支援プログラムの目的の中核をなす学力向上、進学率向上については、福祉事務所はどちらかというと門外漢で、少ない社会的リソースをやりくりして何とかやっているという印象があります。南国市教育委員会には、今日もあの子が机にいないことに胸を痛め、昭和25年に長欠不就学対策として、全国で初めて高知県に配置された福祉教員が、初期の頃から鳶ヶ池中学などに配置され、後の同和教育へとつながっていく素晴らしい実践とノウハウがあるではありませんか。終戦直後の混乱期、日本には貧困ゆえに学校に行けない子供たちが数多くいました。そうした子供たちの家庭を昼夜のべつなく訪問し、子供たちや保護者、地域に寄り添い、粘り強く関わり続けた福祉教員たちの取組は、決して忘れてはならないものを私たちに教えてくれています。

そこで、教育長にお伺いします。

福祉事務所と連携し、教育委員会が持っている実践の知見やリソースを、生活困窮家庭の子供たちに、学力を保障し貧困の連鎖を断ち切るために、どういう協力の仕方があるとお考えで

すか。

高知県同和教育略史の中に、昭和26年度から29年度の長欠不就学児童数とそのうち部落の子供の割合の調査資料が残っています。それによると、鳶ヶ池中学の場合、昭和26年度は、不就学生徒数が12人、うち部落の子供12人、不就学生徒に占める部落の子供の割合100%。昭和27年度、不就学生徒数15人、部落の子供15人、100。昭和28年度、不就学生徒数12人、部落の子供12人、100。昭和29年度、不就学生徒数14人、部落の子供12人、86%となっています。こういう数字を示すと、誰が部落の子供と既定したんだという声が聞こえてきそうですが、これは、決して行政が線引したわけでも教師がレッテルを張ったものでもありませんし、特定の地区に住んでいる子供を全て部落の子供とカウントしたわけでもありません。口に出すのも嫌ですが、えたの子、いわゆる旧身分の出身であるかないかは、誰かに決めてもらうまでもなく、本人も周りもみんな知っていました。問題が部落の子供たちに集中していたために、不就学児童対策はやがて同和教育と呼ばれるようになります。不就学と低学力の解消のためには、当然の帰結として、子供の家背景、とりわけ貧困とその原因である差別の現実に向き合わなければなりません。これが同和教育の始まりです。初めから対象を決め打ちして、特別扱いの教育をしてきたわけではありません。

これとはちょっとアプローチの仕方が異なるのが、いわゆる同和対策事業と呼ばれる面的な住環境整備事業です。差別と貧困、そして行政の不作为によって、かつての同和地区は劣悪な生活環境に置かれていました。劣悪な生活環境は差別を再生産し、新たな貧困を生み出します。これ以上、この状態を放置することは著しく社会正義に反すると同和対策審議会答申が出され、それに沿って、それぞれの自治体で事業計画が策定されました。住環境整備のハード事業ですから、行政は当然のこととして、ここからここまで事業をしますという線引きをしました。決してこの線の内側に住んでいる人は全員これから部落民とみなします、という線引きではありません。事業線引きされた地区内には、旧身分出身でない方も住んでいます。行政用語でいう混住率は、地区によって割合が違いますが、旧身分出身の、いわゆる部落民とそうでない方々は、ふだんは普通に同じフィールドで生活していました。差別が当たり前の時代ですから、差別意識はあったかもしれませんが、ふだんは特に目に見える対立や緊張関係があったわけではありません。緊張が高まるのは、むしろ事業決定されてからのことです。

行政が線引きして地区指定したために、その内側に住んでいる普通民が、部落民におとしめられたと行政に抗議行動するような事例も、県外にはあったそうです。野中の事業決定の際には、そこまでエキセントリックな反応はありませんでしたが、うちは違うと不機嫌なオーラを

全身で発散する人や、言葉の端々に、あなたたちとは違うからという、どうでもええアピールをしてくる人がいました。植木等さんのお父さん、植木徹誠さんは、真宗大谷派の僧侶で、戦前の部落解放運動にも関わった経歴を持つ進歩的な方です。彼自身は旧身分の出身ではありませんが、後にインタビューに答えて、自分は部落民ではないと口にした途端に部落差別になるとおっしゃっています。ふだんは上品な御婦人が、腹の底ではこんなふうに分たちをやしべて見てたんやと悲しい気持ちになりました。ほんのごく少数ではありますが、同和対策事業には協力したくないという人の存在が、事業の進捗を困難なものにしていました。その後、環境整備が進むうちに、相対的に同和地区より生活インフラ整備が遅れている集落も目立つようになり、妬み意識や逆差別論を確信犯的に流布する一部の人も現れました。

しかし、考えてみてください。部落民は、いつの時代でも最底辺の住環境に甘んじなければいけないんですか。ほかの地区より少しでもよくなればやっかみを受けるんですか。部落民はいつでも自分たちより下でなければいけないというロジックは、逆差別どころかレイシストの論理そのものです。

南国市議会は、平成8年に同和対策の終結決議というものを全会一致で決議しています。私は、この決議には全く異論がありません。ハード事業はだらだらとやるものではないし、終わったらすぱっと宣言でも決議でも好きにしたらいいと思います。しかし、特別措置法の終結による事業の終結は、部落差別がなくなったということの意味しません。私が南国市議会に来たばかりのときには、特別措置法が終了し、地域の人々の線引がなくなった今、行政上、同和地区も同和関係者も存在しません。一般行政に移行している現状や、その趣旨が反映をされること、うわさ話など事実や目的が確認されていない内容は取り上げないことなどという、見識を疑うリテラシーの低い論議がまかり通っていました。さすがに今では、南国市議会でこんな論議を聞くことはなくなりましたが、ほかの自治体議会には、どんな人権政策にも脊椎反射のように反対する議員がいます。ごく穏健な当たり前のあらゆる差別をなくすための行動指針であっても、顔を真っ赤にして、議員生命をかける勢いで反対してきます。何と闘っているんだか。消防車が走り回るから火事がなくなるみたいなことを言う、残念な人がいます。

昨年の12月に、土佐清水市議会でこんなやり取りがありました。土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の改正をめぐってのやり取りです。12月14日午前、議案第85号土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の改正案に対する質疑で、発言者はM議員。条例改正に至ったのは、何らかの力が働いたからではないか。同和問題は特別扱いされている。優先されている。協議会は人権尊重の社会づくりに関し市長に意見を述べるができる、を加えたのはなぜか。協

議会メンバーの選定は、附帯決議の運動団体の排除についてと、次々と持論を述べていきました。これらの質問に対して人権課長が丁寧に答弁しますが、本会議の質疑にそぐわない項目についてはお答えできませんとして答えませんでした。問題となるのは、この後の再質問。人権課長には、本市の11にわたる人権課題・分野での事例を述べていただきましたが、同和問題だけ、差別落書きと差別表記について上げられました。しかしながら、その差別落書き、中央公園、大岐、足摺の差別落書きにつきましては、書いた人物が特定できていないと思います。誰が何の目的で書いたか分からないものを、人権侵害の事例、差別落書きと判断してもよいものかどうか。ある県で運動団体の幹部が、部落差別の事例が少なくなったということで、自ら落書きをして問題化したということがあります。マッチポンプですよ。そういった可能性があるということを考えれば、誰が書いたか、何の目的で書いたか分からないものを、差別の事例として挙げる根拠を示していただきたいと思います。

この日、傍聴していた2人の市民が、この聞くにたえない暴言にたまりかね、昼休みに入ったところで、人権課に問題発言ではないかと相談に行きました。相談を受けた人権課長は、市長と議長、副議長に相談の上で、すぐにテープ起こしをしました。発言内容を議長、副議長、市長、人権課長の4人で確認し、これは問題のある発言で、許されないことであるとの認識で一致、その対応を議会運営委員会に委ねることとし、その旨を告発者である市民にも伝えました。12月17日、議会運営委員会を開催。参加メンバーは、議長、副議長とM議員本人を含む7人。M議員を除く議会運営委員会の総意として発言の撤回を求めたが、M議員は、表現の自由と議場での発言の自由を盾に発言の撤回を拒否。何を言っても、責任は私が取るの一点張りで、話合いに応じようとはしませんでした。問題の発言を含む議会中継のユーチューブ動画は、現在閲覧制限されています。

言っていることと悪いことがあるでしょう。戦前からタイムスリップしてきた森会長のような人が、酔って居酒屋でヘイトをわめき散らしているならともかく、公式の場で議事録に残る形でこんな放言をするというのは信じられません。想像してみてください。日本人旅行者が、ニューヨークの路地裏でビルの壁にn i g g e rとスプレーで落書きされているのを発見したとします。それをスマホで撮影し、英語で、誰がどういう目的で書いたか分からないから問題にすべきではない。落書きはただの落書きだから消したらよい。アフリカ系アメリカ人が自作自演で書いた可能性だってあるとツイッターでつぶやいたとしたら、どんな反応が返ってくると思いますか。こんな確信犯的な言動を繰り返す議員は、同僚議員や市民から幾ら抗議があっても聞く耳を持たないでしょうから、政治信条を同じくする方が、そんな発言は今となっては

恥ずかしいことだからやめなさいと助言してあげていただきたいと思います。こんな人が一人でもいるうちは、社会変革を願う市民の共闘、本気の共闘などできるわけありません。DHC会長の発言を気持ち悪く思うのは、こういうあからさまな差別者が会社のトップにいてもいいんだという人権感覚の鈍磨した組織風土と、そんな会社と協定を結んでいても問題ないとする自治体はある。あらゆる差別を許さないと言っている自治体です。そんなところに気持ち悪さを感じるのだらうと思います。

皆さんのお手元に、土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例と黒潮町人権尊重のまちづくり条例、高知市人権尊重のまちづくり条例の文面の写しを配付していただきました。よくお読みになっていただけたらと思いますが、これが必死になって成立を阻止しなければならないようなものですか。至極真つ当で当たり前のことしか書いてありません。個人的な感想を言わせてもらえば、差別のない社会の実現のための条例としては、当たり障りのない具体的中身に欠けるたっすいものです。これに必死になって反対する姿を見ていると、ああ、この人たちは差別がなくなるほうがいいんだと思ってしまいます。オリンピック憲章とその理念実現のための行動計画、アジェンダ2020のほうが、よっぽど踏み込んだことが書かれています。

森会長の辞任騒動からも分かるように、人権問題はその扱いを誤ると大きな非難にさらされ、国際的な尊敬と信用を失うばかりではなく、大きな経済的損失を被り、国益を損ないます。今や人権問題は世界においてはそれだけセンシティブな問題となっています。海外のマスメディアに配信されるような公式の場で、政治家が不用意に逆差別論などを口にしようものなら、大バッシングを受けることは間違いありません。人権尊重のまちづくり条例が成立したら、同和利権が復活する可能性がありますか。特定の団体を利することにつながりますか。自由に差別できなくなるじゃないかと、逆ギレしているようにしか聞こえません。

そこで、市長にお伺いします。

差別解消三法の理念を具現化するための行動指針である人権尊重のまちづくり条例を、この南国市でも制定するおつもりはありませんか。今の南国市議会にいる議員さん方は、立派な見識をお持ちの方ばかりですから、以前のような強い反対はほとんどないと思います。もし万が一、反対されるような方がいたら、こんなことを言って反対してると英語に翻訳してツイッターに上げようと思います。

これで第1問を終わります。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 中山研心議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の生活保護に陥らせないようにするためには、という質問に対しましてでございます。

困窮の理由といたしますのは、中山議員の御質問の中にもありましたように、人によって様々でございます。またその理由も複数の要因が複雑に絡み合っていることが多いと考えられます。このたびのコロナ禍によります緊急的な生活支援施策という、社会福祉協議会が行っております総合支援資金の特別貸付けなど、緊急に対応できる貸付制度と、償還免除の制度設計が有効であると思ひますし、給付金の制度も生活を後押しし勇気づける上では有効であると考えるところであります。

しかしながら、生活保護に陥らせないようにするための一つの提案というものは難しいところでございまして、やはり福祉政策にとどまることなく、雇用政策、教育政策、経済政策など、様々な分野、部門が連携し合いながら、市民の困窮に対し、積極的に支援していくための仕組みづくりを行う、そういった市民の暮らしと安全を守る姿勢に努めてまいり所存でございます。

また、捕捉率100%を目指していくべきではないかということでございますが、助けを必要とします市民に対しまして、1人の取りこぼしもつukらないことを目指す、捕捉率100%を目指すということは、非常に重要なことであると認識しております。また、多様な相談支援の場を提供することが、様々な困窮者に対する支援の基本となると考えておるところであります。一例を挙げるならば、高齢者であれば包括支援センター、障害者であれば地域活動支援センター、社会福祉協議会の生活困窮者相談、税務課での滞納相談など、個々のセクションが相談のプラットフォームになる、それが地域支援の在り方も含めた、相談しやすく、制度の利用につながる仕組みづくりになると考えております。併せて職員の資質向上を目指し、市民に寄り添った支援のできる専門職としての生活保護担当員や相談支援員の育成に努めてまいり所存でございます。

続きまして、差別落書きということでございますが、n i g g e rということございまして、それについてどのように思うかということでございます。その表現につきましてのツイッターでつぶやきということに対して、そのようなことをすれば、もちろんお叱り、お怒りのお言葉をいただくということになろうかと思ひます。多くの人の反感を買うということにつながると思ひます。

続きまして、人権尊重のまちづくり条例の制定ということでございますが、高知県が掲げる11の人権課題に対しての市の姿勢を示すものとして、条例の制定は必要であると思ひま

す。6月議会での条例案の提案を目指し、作業を進めてまいりたいと考えております。以上で
ございます。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

〔池本滋郎福祉事務所長登壇〕

○福祉事務所長（池本滋郎） 中山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、生活保護の捕捉率が低く、保護から漏れている方が多いということで、生活保護差別
につながるんじゃないかということでございますけれども、捕捉率が低いことと生活保護利用
者に対する差別意識の因果関係につきましては、確かな確証がございませんので、申し上げる
立場にありません。しかしながら、そのような考え方があことは存じております。生活保護
が市民の権利としてしっかり市民の中に根づくように、制度の説明や捕捉率向上に向け、努力
をしてまいりたいと考えております。

また、捕捉率100%を目指すべきではないかという御質問に対しましては、1人の取りこぼ
しもつからないことを目指す捕捉率100%ということは、福祉事務所が優先して取り組むべき
課題であると考えております。現在、窓口では生活保護の申請意思が確認できた場合について
は、全ての相談者に申請書を交付、また申請を受理しております。また、相談・申請に至らな
い困窮者を捕捉するために、関係諸機関との連携を重視し、社会福祉協議会における生活相談
会、また困窮者支援事業に係る相談について、積極的に生活保護担当職員が同席するようにし
ております。令和2年度におきましては、社会福祉協議会の困窮支援施策相談会において、要
保護状態であると認めて、福祉事務所として制度の利用を助言し、生活保護申請に至ったケー
スもございます。今後も、そのほかの手段も含めて、困窮者把握、捕捉率向上のために努力を
してまいります。

また、親族への扶養照会をやめないかという御質問ですけれども、生活保護法施行に当たり
まして、実施要領は、まず制度利用者からの扶養の可能性を聞き取り調査することとなっております。
そのため、知られたくないという希望全てに沿うことは困難な面はあると考えており
ますけれども、利用者から扶養義務者との関係性を含めて聞き取りを行い、扶養の可能性の有
無を判断しております。扶養の可能性のないものと判断した場合や、直接照会を行うことが適
当でない判断した場合は、扶養義務者への照会は行っておりません。

御指摘のありました令和元年度の照会総数129件っていうのは、扶養義務者総数316件中の
129件でございまして、言い換えれば、残り187件については直接照会が不要、もしくは不適当
と判断していることとなります。また、令和3年2月26日、つい先日でございますけれども、

実施要領が改正されまして、厚労省から事務連絡内容を踏まえまして、関係性の判断についてはより慎重かつ丁寧に判断を行うよう、職員に周知徹底をしたところでございます。

また、持家があると生活保護は受けられないという誤解をしている方が多くいるのではという御質問ですけれども、資産の保有者につきましては、資産価値や利用の状況を判断の上、保有の認否を行ってございまして、居住用の資産については積極的に保有を容認しているところでございます。ただし、65歳以上の方で居住用不動産の評価額がおおむね500万円以上のものに居住している場合など、生活保護制度の運営上、不動産担保型生活資金の利用を指導することとなっておりますので、生活保護を受けられないということではございませんけれども、ほかの制度を利用してもらわなければいけないような場合もございます。このことも含め、正確で丁寧な広報・説明を行っていきたくと考えております。

また、ローン残債がある居住用資産保有者からの申請につきましては、直近5年間で事例が直接ございませんので、お答えしかねる部分がありますけれども、かなり以前に、相談後申請に至った世帯において、実施要領及び取扱い問答に従いまして、中山議員の御指摘のとおり取り扱い、速やかに保護をした事例がございまして。

また、公共交通機関がない所につきましては、軽四輪自動車の保有を認めるということではございますけれども、これも生活保護実施要領上、事業用資産、これは通勤用自動車等も含みますけれども、あと障害者の通院用自動車、交通困難地の通院用自動車については保有が認められております。いずれの場合においても、資産価値が低いことと維持管理費用の捻出が可能であることが条件となるため、就労収入の基礎控除や障害者加算、親族からの扶養援助などにより経費が賄われる場合において、排気量が低く年式が古いなど、資産価値が高いとは認められない自動車については、任意保険の加入が確認できた場合に保有を容認しております。

居住用資産や自動車も含めた資産活用につきましては、保護のしおりを令和元年度に全面改定し、居住用の不動産は原則として保有が認められます。また、個別の事情によっては、自動車やオートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合もありますので、御相談くださいとの記載をいたしました。

また、御指摘のありましたホームページの記載が分かりにくいという点については、近日中に表記を分かりやすく改めます。

最後に、南国市子ども学習生活支援事業における学習支援プログラムの現状についてでございますけれども、生活困窮世帯の子供が、自ら困難を解決できる力をつけ貧困の連鎖を防ぐことを目的に、平成23年度から進学に向けた中学生への学習支援や保護者への養育支援等を行っ

ております。令和元年度は、最後まで通ってきました中学生については、全員高校へ進学することができました。また、この事業により進学した高校生を対象に、高校中退防止のための学習支援を行い、令和元年度は延べ1,167名、令和2年度、こちらは新型コロナウイルスの感染拡大がございまして利用人数が減少しましたが、1月末までで延べ593人の生徒が利用しております。なお、生活保護世帯につきましては、学習支援員が担当ケースワーカーと自宅を訪問し、生徒本人及び保護者へ直接、学習支援室への参加勧奨等を行っております。また、教員OBの支援員を雇用しておりますので、学校訪問等の際に直接学校長へ、気になる生徒がいた場合に、学習支援室を勧めてもらうようお願いをしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 教育長。

〔竹内信人教育長登壇〕

○教育長（竹内信人） 中山議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、福祉事務所との連携を行いまして、学習支援室、教育委員会のこういった教育の仕方があるのかということですが。まず南国市の同和教育は、今日も机にあの子がいないという現状に胸を痛めた教員らによりスタートし、福祉教員における先輩方の取組から、今日の人権教育の取組、実践へとつながっております。こうした歩みは、学力保障、進路保障など、同和教育の中核的な取組であり、差別により生活に困窮していた家庭の貧困の連鎖を断ち切るためには、学力を保障し、進路を切り開く必要があるとの共通の思いであり、また、このことは変わらぬ教育理念の不易の部分だというふうに考えております。

さて、御質問のありました福祉事務所との学習支援プログラムにつきましては、昨年度から、学校教育課の指導主事が学習支援室の運営委員会に参加させていただいております。この運営委員会に参加させていただきながら、市内の中学生等がこのプログラムに参加している状況の把握や支援内容を学校教育課として確認させていただき、教育委員会としてやれることを、またやるべきことを行っているところでございます。

南国市教育振興基本計画では、厳しい環境にある子供たちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策の徹底を施策の柱に位置づけており、まさにこうした生徒の学力保障、進路保障を実現していこうと目的を共有する中で、福祉と教育それぞれの専門分野や資源を生かした連携が重要であると考えております。今後も教育委員会としまして、学習支援室の運営委員会に関わる中で、具体的に連携強化をしてまいりたいと考えております。

2点目の落書きの件につきましては、先ほど市長が答弁を申し上げましたと同様、落書きそのものが人権侵害、人権問題であるわけですので、誰がとか、何の目的でとか、そういった問

題ではないというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 特別措置法の終結による事業の終結は、部落差別がなくなったということを意味しませんとのお言葉には、私も同じ思いでございます。また、事業施行時の妬みや逆差別についておっしゃられましたが、そういった差別の解消に向けまして、ソフト面でも、同和教育や隣保館事業をはじめとした施策が推進されてきたところでございます。

しかしながら、平成28年に制定された部落差別の解消の推進に関する法律の第1条には、現在もなお部落差別が存在するとともに、との記述があり、国が部落差別の存在を認めた形となっております。また、高知県が掲げる11の人権課題の中にも同和問題がございます。このように、部落差別の解消に向けたソフトの施策は、ハードが終了した現在においても継続する必要がありますし、それは決して特定の団体を利するためのものではございません。他市の議会でのやり取りとかございましたが、人権のまちづくり条例とか人権尊重のまちづくり条例とか、そういった条例につきましては、南国市で制定するといったことを考える場合は、11の人権課題について、市の責務や市民の役割等を規定するもので、特定の偏った考えに基づくものではないと考えております。たっすいと表現がございましたけど、中身については、また吟味して検討してまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 中山議員。

○13番（中山研心） それぞれから回答をいただきましてありがとうございます。

生活保護に陥らせないようにするためにはどのような施策が必要かという問いに対しては、抽象的で、具体の施策の提示が少なかったのを残念に思いました。生活保護の捕捉率100%を目指すべきではとの質問には、大変前向きな心強い回答をいただきました。しかし、今の役所の対応は、全ての人に門戸は開かれているのだから、困っているのなら申請すればいい。何が生活保護を申請することをためらわせているのかは知らないが、申請しないのは本人の勝手だから、あとは自助でやってもらうしかない。行政はあずかり知らぬ、それが申請主義というものだということです。建前としては、できるだけ多くの困窮者を救いたいと言わなければならないものの、これ以上生活保護が増えることも歓迎しないという本音が見え隠れします。社会保障の冗長性やセーフティーネットの多重性確保には全く無関心で、最終的に生活保護があると言い放つ人をリーダーに持つこの国で、実施機関である地方自治体が、申請主義を言い訳に生活困窮者を積極的には捕捉しようとしなければ、もはやこの国は壊れている。守るべき祖

国など、どこにも存在しないと云々を言わざるを得ません。生活保護の障壁となっているものがあれば、見直していく、保護申請をためらわせているものが誤解であるならば、きちんと広報し、誤解を解いていく、それが行政の使命ではないでしょうか。

扶養照会についても、たとえ親子であっても完全に別人格だからと、総理大臣自らがおっしゃっているのですから、しなくていいのではないのでしょうか。御所見をお聞かせください。

保護率が上がれば、現場の仕事は忙しくなります。その当たり前の現実が、水際作戦を徹底し、保護を抑制するといったインセンティブに働かないように、保護件数が増えたら増えた分だけ機動的にケースワーカーを増員するということも、併せてよろしくお願いいたします。

生活保護の手続のホームページをリニューアルする際には、車の保有を認めるのか認めないのか、よく分からない記載はあっさり削除し、持家のことや扶養照会のことなど、保護申請をためらわせている不安を取り除く広報に、より注力すべきではありませんか。車の保有について書くならば、マイカーの保有は認められる場合があります、御相談ください、でよくないですか。御所見をお聞かせください。

1問目で、貧困リスクについて低学歴と世代間連鎖の話をしました。さらに女性であるというだけで、貧困リスクは高くなります。女性の非正規雇用の割合は6割を超え、男性よりはるかに高いですから、所得が低いことはもちろん、現在のコロナ禍のように、対人サービス業が時短営業しているときや営業不振のときには、雇用の調整弁として真っ先に解雇されます。男性が結婚の失敗によって困窮するというのはめったにありませんが、女性の場合は、多くの場合、貧困に直結します。就職、結婚、出産といった、本来は祝福されるべき人生の大きなイベントでさえ、女性に生まれたというだけで、漏れなく貧困リスクがついてきます。

学習支援プログラムの実施に当たっては、恐らく男女の分け隔てなく公平な援助を心がけていることだとは思いますが、現実社会の中では、女の子のほうが貧困に陥るリスクが高いことを考えたら、女の子に手厚く傾斜配分した支援を行うことのほうが合理的であるとさえ思います。それをえこひいきだ、逆差別だなどという人は、同和教育を批判する人と同じ精神構造を持った人なので、無視すればいいと思います。御所見をお聞かせください。

生活保護は、子供の進学に対しては極めて冷淡です。進学しても、学費はもちろん何の就学援助も加算もありません。生活保護にとって高校進学を認めているケースとは、義務教育終了後は速やかに働いて家にお金を入れてもらうというのがデフォルトであるけれど、高校へ進学することが世帯にとって将来の自立更生に資すると判断し、直ちに稼働能力の活用をすることを免除し、高校へ通うことを認めている特別なケースにすぎません。元朝日新聞の記者で、職

業政治家小沢一郎の著書もある作家の佐藤章さんの生活保護のルポルタージュの中に、お母さん、私、高校には行けないんだよね、という少女の話が出てきます。子供にこんな悲しい言葉を言わせないのは、行政のみならず、私たち全ての大人に課せられた責任ではないでしょうか。

私がケースワーカーをしていたのは、1990年代後半のことです。当時、私が担当していた1人のケースの話を見せてください。障害を持つ20代半ばの単身女性です。彼女は、当時あまり知られていなかった進行性の難病を患っていました。私もケース記録で前任者の書いた処遇方針を読んで、そういう病気があることを知りました。病気の名前は脊髄小脳変性症。今の私と同じ病気です。木藤亜也さんの書いた「1リットルの涙」が、沢尻エリカ主演でドラマ化されて、この病気が一般に認知されるようになったのが2005年のことですから、当時はまだまだ珍しい病気でした。この病気は歩行障害、言語障害から始まり、いずれは寝たきりとなり、最後は呼吸困難か飲み込みができなくなって、多くの場合、誤嚥性肺炎を引き起こし、死亡転帰という経過をたどります。若くして発症した場合、進行、転帰が早いので、彼女も30歳まで生きられないだろうと思われていました。言語障害のため、コミュニケーションに時間はかかるものの、認知に問題はなく、ワイドスタンスで左右に体を揺らしながら歩くような脊髄小脳変性症特有の歩き方でしたが、自力歩行ができていました。自家保有を認めている数少ないケースの一人でもありました。比較的高知市内中心部にありながら、売却しても600万円程度にしかならない古い小さな家です。あるとき、彼女がこんなことを言いました。旅行がしてみたいんです。私は家を売ることを提案しました。本来、生活保護受給中に不動産の処分をした場合は、当然63条文書指示もしていますから、売却代金は全額国庫への返納となります。そこで、代金が振り込まれる前に保護を辞退してしまえとアドバイスしました。それなら国庫への返納は発生しません。もともと彼女は障害年金を受給しており、住宅扶助費も支給されていなかったため、僅かの保護費しか出ていませんでした。特定疾患と障害者医療の適用対象であったため、医療費の自己負担も発生しません。アパートを借りて、家を売った残りのお金で歩けるうちに海外旅行でも何でもやってみたいことがあればやってみたらいい。死ぬまでにしたい10のことを全部やって、お金を使い切ったときに、言い方は悪いけど、まだ生きていたら、もう一度保護をかけてあげるから、心配しないで相談において。不動産の売買契約の場にも立ち会いました。その後、私が退職するまでの間に彼女から相談はありませんでしたので、恐らく亡くなったのだらうと思います。彼女の残りの人生がどのようなものであったのかは知りませんが、悔いのないものであったことを願っています。

生活保護の現場はきれいごとばかりではありません。私にとっては大好きな職場でしたが、

福祉課に配属された途端に鬱になってしまう職員もいます。清く貧しく美しくなんて、映画のようなことはめったにありません。アディクションや何らかの問題を抱えた人もいます。それでも、ケースワーカーの仕事は、決して保護を受けさせないための番人なんかではありません。弱者の命を守る最後のとりで、それも極めて脆弱なとりでの中で、誰の助けもなく、孤立無援で血みどろになって闘っている衛生兵なんだということを申し上げて、日々現場で奮闘しているケースワーカーの皆さんへのエールといたします。

平成23年に発覚したプライム事件を契機として、不正取得された個人情報、人権侵害や犯罪に悪用されている実態が全国で明らかになりました。行政書士や弁護士が職務上請求書を使えば、戸籍謄本の写しなどを特別な理由を明示することなく取得できることを悪用して、身元調査目的で利用することを承知の上で、行政書士が興信所に職務上請求用紙を横流ししていた事件です。問題の行政書士は、この南国市にも不正請求をしていたことが分かっています。結婚相手の身元調査として、被差別部落の出身者であるかないかの調査はもちろん、直系の親族に身体障害や精神障害などの遺伝的傾向を持つ人がいないかどうかの調査、ビジネスパートナーや採用予定者の信用調査として、身内に犯罪者や共産党員がいないかなどの調査がされたことが分かっています。なんと組織暴力担当の現職警察官の身元調査もされていました。ストーカー目的や報復、嫌がらせ、犯罪目的の調査もあつたに違いありません。

個人情報の不正取得に関して抑止効果のある本人通知制度の導入の機運が高まり、本市におきましても、平成26年7月より事前登録型本人通知制度が施行されました。初めは、ほかの自治体と同様に、登録適用期間3年、自動更新はされず、更新手続きをしなければ登録抹消される仕組みになっていました。しかし、本人が死亡した場合か特段の理由があつて登録の抹消をしたいという意思表示があるまで、登録を抹消する理由が見当たらないため、適用期間制限の撤廃を求めていましたが、平成29年に全国に先駆けて期間制限を撤廃していただきました。これは多くの自治体から高く評価され、お問合せもいただいております。お隣の高知市も、南国市に倣って本年度から期間制限が撤廃されました。

多くの方は、そんな先進的な取組をしている南国市に人権条例がないことに驚かれます。市長からは、明確に6月議会に人権条例を提案してくださるとの回答をいただき、大変うれしく思います。ありがとうございます。条例の本文そのものは、どこの自治体のものも似たり寄ったりですが、いかに格調高い前文を置くかが腕の見せどころですから、工夫してみてください。

DHCとの協定の問題では、同社の公式オンラインショップに吉田会長名で、在日韓国、朝

鮮人に対する差別的な文章が掲載された問題で、本市と同様に包括連携協定を結んでいる茨城県行方市の鈴木周也市長は、2月22日、今後の発言内容によっては協定を撤回する可能性もあるとの考えを明らかにしました。至極真つ当な対応だと思います。

そこで、市長にお伺いします。

DHCとの協定を、今後見直すおつもりはありませんか。もはや会社のオーナーがたまたまレイシストだったということではありません。個人のブログに書いたということではなく、会社の公式ホームページに特定の民族への差別をあおる文章を掲載したわけですから、会社として、差別扇動をする明確な悪意があったということになります。これまでとは明らかに違う、新たなフェーズに入ったと言えます。はっきり物を申されているのではなく、毅然とした態度を取るべきだと思います。今後、南国市としてどうすべきとお考えなのか、政治家として覚悟を決めた御回答をいただきたいと思います。

以上、第2問といたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） まず、私のほうからDHCとの協定についてお答えいたします。

DHCの会社の公式ホームページに、国籍、人種、民族などを理由とした差別を助長するような文章を公然と掲載されたということは、非常に残念でありまして、本当にあってはならないことであると考えております。DHCとは平成29年に包括連携協定を締結し、市民の健康増進に協力していただいているところではありますが、そのとき、協定を締結した担当者を介しまして、削除の申入れを行いたいと思います。また、削除がされない、また削除されても再度このような発言が掲載されるようなことがありましたら、協定の解消ということも考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 中山議員からお話がありました、扶養照会しなくてもいいのではないかと、再度御質問いただきました。本当に真に必要なケースのみ、個別に慎重に検討を行い、必要な扶養照会のみ行うように心がけたいと思います。

あと、ホームページも、持家、車、特にそれが生活保護受給のハードルになるというのは事実でございますので、認められる場合というのを前面に打ち出すという、そういう御指摘いただきましたので、またホームページの記載等につきましても、そのように変更したいと考えております。

また、学習支援室で、男女、特に女性が貧困に陥りやすい、確かにそれは生活保護を見てお

りましても事実であると思います。学習支援で女性の貧困という視点は、ちょっと僕も今まで考えておりませんでしたので、指導員の先生、また定例会等でも、そういうことにも気をつけてということで配慮するように指摘をしたいと思います。

あと、ケースワーカーへのエールもいただきまして、本当にありがとうございました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 中山議員。

○13番（中山研心） 人権問題に序列や優劣などないと思っているので、同和問題を特別扱いしてくれとも優先してくれとも言いません。それより、同和の文字に過剰反応する人に聞きかかったことがあります。これまでに部落の人に嫌なことをされたことがありますか。もしあったとして、それは個人の資質によるものですか。あるいは被差別マイノリティーをルーツに持って生まれてきたという原罪そのものに起因していますか。出自を隠して、丑松のようにおどおどおびえて生きていけばいいものを、開き直るその態度が気に入りませんか。それとも、運動団体は嫌いだからですか。運動団体に対する批判はあっていいと思います。運動団体への批判を差別のように言う人がいますが、それは違うと思います。運動団体への批判は、あってしかるべきです。我々も他党への批判はします。しかし、それは運動方針や理念、戦術に対してのものであって、個々の党員の暮らしぶりへの攻撃であったり、党新派の人たちの評判をおとしめる誹謗であってはなりません。そこが開かれた相互批判とヘイトとの違いです。桜井誠が朝鮮総連の批判をするのは、その内容が正しいかどうかは別として政治的主張ですが、在日朝鮮人は恵まれていると口にした途端に、それは差別に変わります。

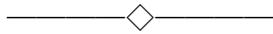
残念なことですが、随分と前に、ある県の被差別部落出身者が差別落書きの犯人だったことがあります。しかし、いつからこの人が幹部になりましたか。差別がなくなったら解放運動の存在意義がなくなるから、差別事件をでっち上げるために自作自演で落書きをしたと誰が言ったのですか。作為的なミスリードと悪意のある想像でしかないじゃないですか。

平成12年、県によるモード・アバンセへの高度貸金貸付け、いわゆる闇融資問題が発覚し、解放同盟高知県連の組織的信用は地に落ち、運動に対する信頼も大きく損なわれました。当時の執行部、幹部は総辞職し、誰も解放同盟県連の役員など引き受けてくれないときに、今は亡き中尾利雄さんや森田益子さんが役員を引き受けてくれて、文字どおりゼロから、いえマイナスから、それこそ血を吐き、砂をかむような思いで組織の建て直しを凶ってきました。同和利権の復活など、私たちこそ望んでいません。答弁は要りません。これで私の質問を終わります。

○議長（土居恒夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時 休憩



午後1時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。5番植田豊議員。

〔5番 植田 豊議員発言席〕

○5番（植田 豊） よろしくお願ひします。議席番号5番、なんこく市政会、植田です。どうぞよろしくお願ひします。

今議会では、通告に従ひまして、総括で質問をさせていただきます。

まず最初に、防災行政について質問させていただきます。

まず1つ目は、地区防災会のレベルアップのために、女性防災リーダーの登用についてお聞きします。

2月7日の高知新聞に、地方防災会議女性委員さんの比率は低調で、国目標は3割で、全国での達成率は僅か1.8%、県内達成率はゼロ、県内平均は1割、南国市では、女性比率13.9%、36人中5人と載っています。南国市では、東日本大震災後に関連条例を改正し、委員の要件に女性の視点から防災・減災・復興について提言をいただけるとし、この要件に基づき、現在3人の女性委員さんが務めていると載っています。上記の内容から、南国市では3人の女性委員さんが活躍しておられるということが分かります。地区防災会のレベルアップには、女性の意見を取り入れることが重要だと考えます。地区防災会へ入って活動されている多くの方は、自主的に地域の防災や減災、コミュニティーに関心を持たれて活動されていると考えます。

それでは、防災士の資格を持っておられる南国市内の人数と、そのうち女性の比率、人数を教えてください。

また、南国市内の地区防災会のうち、女性が防災会のリーダーをされている地区防災会は何地区ありますか。

次に、自治体防災力のレベルアップのために、気象アドバイザーのサポートをいただくことについて質問させていただきます。

毎年、頻発化、激甚化する自然災害には、対応をどのように、どこまでしておけばよいのか、自治体としては限界があるのが本当のところではないのかと思います。気象災害に関しては、地震とは異なり、ある程度、数日前からの予測も可能です。その予測を精度の高いものにする

ため、気象アドバイザーの活用があります。気象防災アドバイザーとは、気象庁が委嘱する地域の気象災害に詳しく、自治体の防災対策を支援する専門家であり、地方気象台の元職員の方なども含まれています。令和2年末、全国で30人くらいの方がおられるそうです。防災・減災対策が地方行政でも大きな柱となる中、気象アドバイザーの専門家としての自治体をサポートする意義は大変大きく、特に専門的な人材を育てる余裕のない自治体にとっては、気象防災アドバイザーの助言を基に防災マニュアルの作成や見直し、防災訓練への協力など、幅広い活動が想定されます。将来的なことになるとは思いますが、気象アドバイザーの活用について、危機管理課長の所見を伺います。

次に、消防行政についてお聞きします。

1月27日の高知新聞に、災害時、道路復旧急げという記事が載っています。今回の訓練場所は吾岡山でした。お聞きしたいことは、今回の訓練の主な内容の一つが道路啓開訓練だったようですが、どのような設定での訓練でしたか。また、どのような関係機関の参加でしたか。南国消防の役割分担、担当した内容をお聞かせください。

次に、緊急通報システム119番についてお聞きします。

2017年、平成29年3月議会で、高木議員より119番通報システムについて一般質問され、2年後の2019年、平成31年10月の広報に、南国市Net 119緊急通報システム運用開始のお知らせということで載っています。運用開始から2年目になります。お聞きしたいことは、改めてにはなりますが、どういうシステムなのか、簡単に御説明ください。

2つ目に、この119番システムの対象者の方はどういった方が対象になるのでしょうか。

3つ目に、運用開始から対象となる方へのお知らせ、広報の方法等について、どのようにされたかお聞きします。

4つ目に、短い期間ではありますけども、今までの実績等について、分かる範囲でお尋ねします。

次に、教育行政についての中でお聞きします。

1月19日、高知新聞に、高知市内の会社の学校の運動場を安全に、副側溝工法ということで載っています。内容としては、グラウンドを芝生化するものです。グラウンドを芝生化すれば多くのメリットがあるのは分かっていますが、現状ではなかなかできません。実は、私も15年前、岡豊小学校の現役のPTA当時、グラウンドの芝生化を検討しましたが、後々のメンテナンス、芝刈り、除草の件が最大の課題になりました。当時は、何とか愛校作業を8月に実施し、運動会もある2学期によりよい環境で迎えるという作業ですが、芝生のメンテナンスは、1年間で

1回ぐらいではグラウンドの良質の芝生は維持できません。

前置きが長くなりましたが、お聞きしたいのは、南国市内小中学校のグラウンドで、全面、もしくは部分的にでも、芝生化されたグラウンドはありますか。あるとしたら、メンテナンスの維持費用の捻出、管理方法、それぞれどのようにされているか、お聞きします。

次に、土のグラウンドでよく聞こえてくる問題は、石ころ拾いを常にしておかないと、浮き石が発生し危険、浮き石除去に手を取られてしまうので、体育の授業が遅れてしまう。児童生徒では動力のローラーを使えないので、なかなかメンテナンスできない。また、砂ぼこり等、雨の後のぬかるみが水が引かない。土が流れる等々あります。さきに話しました高知新聞の記事を伊藤次長も見られたと聞きましたので、御覧になっての感想や、少しずつでも小中学校グラウンドの芝生化の可能性をお聞きします。

以上で1問目を終わります。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 防災行政についてお答えいたします。

初めに、地区防災会のレベルアップ、女性防災リーダーの登用についてお答えいたします。

植田議員のおっしゃるとおり、防災への女性の視点の重要性は、大きな災害が発生するたびに指摘されております。その重要性が高まる中で、災害対策基本法が改正され、本市の防災会議におきましても、平成25年に、女性の視点から防災・減災・復興について提言できる者を新たに委員として委嘱いたしました。

御質問である本市での防災士資格取得者の男女の内訳につきましては、資格取得者の情報を全て把握できておりませんので、そのうち南国市防災士連絡会へ加入されている方の状況をお答えさせていただきます。現在、南国市防災士連絡会には59名の方が加入され、うち21名が女性で、占める割合は35.6%となっております。

また、地区の自主防災組織164組織のうち、女性の会長は、現在2人となっております。

続きまして、自治体防災力のレベルアップ、気象防災アドバイザーのサポートについてお答えいたします。

気象災害につきましては、現在、高知地方气象台とホットラインを構築しており、メールでの気象状況や今後の推移の見込み、警報等の発令のタイミングなどの情報提供や、自治体向け气象台ホットラインに直接架電することにより、本市のピンポイントの気象状況や今後の見込みなど、きめ細かい情報をいただいております。また、避難情報を発令する状況になる見込み

かどうかなどの重要な情報につきましては、危機管理課のみならず気象台長から直接市長にお電話をいただいております。災害対応の際には、この気象台からの二つのホットラインを活用して対策を検討しております。

御紹介いただきました気象防災アドバイザーのサポートにつきましては、今後、気象台とも連絡を取りながら検討してまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 消防長。

〔小松和英消防長登壇〕

○消防長（小松和英） 植田議員の御質問にお答えいたします。

まず、道路啓開訓練の設定につきましては、南海トラフ地震を想定し、瓦礫や放置車両が散乱した緊急輸送道路を、各機関が協力して応急復旧するという訓練でした。参加機関としましては、国土交通省、高知県、高知県警、高知県建設業協会、四国電力、NTT西日本、南国市消防本部、総勢83名の参加となりました。消防本部の担当としましては、道路上に津波で被災した車両があり、施錠された車両内の負傷者は重症で自力で動けない状況の中、救助隊によって救出後、建設業協会の重機で被災車両を移動して、緊急輸送路を確保するというものでした。

次に、Net119の仕組みについてですが、インターネット、GPS機能のある携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などを使用して、音声を使わず119番通報ができるシステムとなっており、県下全ての消防本部が共同運用をしております。事前登録をした方が、スマートフォンなどで画面タッチをすることにより通報すると、まず高知市消防局の総合指令課につながり、GPS等により取得した位置情報と通報内容が管轄の消防本部に伝達をされます。対象者の方ですが、聴覚や言語に障害があるなど、音声による119番通報が困難な方で、南国市内に在住、または南国市内の事業所、各種学校などに通勤・通学をされている方です。

広報につきましては、「広報なんこく」やホームページの掲載と併せまして、対象者の方には、運用開始前に、福祉事務所の協力をいただき、196名の方に御案内を送付いたしました。現在、11名の方に登録をいただいております。また、新たに障害者手帳などを取得された方には、その都度、福祉事務所から御案内をさせていただいております。

今までの実績等についてはですが、2019年11月の運用開始から本年2月末日までの実績としまして、県下の登録者数が102名、通報件数は2件となっております。そのうち1件が南国市管轄のもので、内容としましては、操作ミスによる誤報の通報が1件ございました。効果等につきましては、もう少し実績等が積み重なってからの分析・検討になろうかと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 植田議員の小中学校のグラウンドの芝生化につきまして御答弁を申し上げます。

市内小中学校のグラウンドで芝生化をしておりますのは1校だけで、久礼田小学校のグラウンド南側を一部芝生化しております。管理方法につきましては、芝面積も広くないことから、職員が草取りや手作業で芝刈りを行う程度で、維持管理につきましても費用はかけていないとの報告を受けております。

お話にありました高知新聞の記事につきましては、私も大変興味深く拝読をいたしました。と申しますのも、市内各小中学校のグラウンドの状況につきましては、近年の記録的な大雨や集中豪雨により、グラウンドの土が流され石ころが目立ったり、水はけが悪く長時間水たまりができたりするなど、児童生徒の体育の授業や部活動、さらには地域の社会体育などにも支障を来すことがあり、複数の学校から、何とか改善をしてほしいとの要望をいただいております。懸案事項として試行錯誤していたところでした。

グラウンドの芝生化につきましては、植田議員もおっしゃられましたとおり、以前、南国市でも話題となりましたが、メンテナンスや維持管理の問題、さらには養生している間、グラウンドが使用できないことへの対応等の課題があり、実現には至らなかった経緯がございます。先ほどの高知新聞に掲載されておりました会社の資料も拝見いたしました。低コスト、簡単メンテナンスを実現する、フラッシングコアと副側溝工法ということで、大変注目をされており、県内では土佐町の公園の芝生化や神田小学校の中庭の芝生化など、県内外で多くの実績があるということですので、今後、お話を伺ったりするなどして、研究をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 植田議員。

○5番（植田 豊） それぞれに御答弁ありがとうございます。

まず最初に、女性防災リーダーの登用についての御答弁ありがとうございました。防災士資格を取得されている方は、かなりの人数おられることが考えられますが、一方で、せっかく防災士の資格をお持ちでありながら、地区防災会への参加人数はそうでもないように思います。防災会の大切な活動の一つに、災害時の活動計画の作成があります。地域で作成した防災地図の内容などを踏まえ、昼間・夜間の活動、避難誘導、避難所運営などの活動計画の作成です。特に、地域の住民全員を安全に避難させるにはどうしたらよいのか、避難誘導や避難所にあっ

て、高齢者や障害者に対してどのような配慮が必要か、話し合わなければなりません。地区防災会のレベルアップには、資格を取得された方の専門的な知識を生かし、活躍していただきたいものです。

ここで、先日、高知新聞に載っていました記事を少し紹介させていただきます。2月22日、四万十町沿岸部、志和地区の防災会、女性の力でと載っています。女性限定の、志和はちきん防災塾を始めた。4回の開催で、避難所開設、運営、応急救護などを学ぶそうです。大規模災害時の避難所では、着替えやトイレといった女性のプライバシー確保が課題になることが予想されます。避難所運営は、女性のリーダーシップが重要であると載っています。

そこで、特に女性リーダーの育成や若い方に入っていただく、何かよい御提案や予定などがあればお答えください。

南国市にも、南国市防災士連絡会が設立されています。また、昨年も高知県防災士養成講座の内容が南国市のホームページにも載っていました。それぞれ連絡会の活動状況や講座に参加された人数等、少し活動の様子が分かる内容を教えてください。

次に、道路啓開訓練の成果のお答え、ありがとうございます。南国市内には、片側2車線道は、国道32号東道路、国道195号あけぼの街道、国道55号南国バイパスの3ルートだけだと思います。多くは片側1車線です。ということは、放置車両や家屋の倒壊による瓦礫や倒木等により片側車線が塞がれると、たちまち通行ができなくなり、一般車両はもちろん、大事な緊急車両の通行が妨げられます。車両を通行させるために、復旧は時間との闘いと言えると思います。今後の道路啓開訓練、アクセスルート確保への取組等についてお聞きします。

次に、119番通報システムについて、2問目をお聞きします。

せっかくのよいシステムです。多くの方に利用していただくために、より一層、広報活動を工夫されたらどうかと思います。このシステムの中に自宅やよく行く場所の住所を登録することで、簡単に通報場所を伝えることができます。通報GPS機能によって、外出先からの通報でも、素早く通報場所を特定して知らせることができます。また、便利なチャット機能があり、消防本部と、チャットでは定型文機能によってなるべく文字数に頼らないやり取りができます。試験的な通報訓練も、消防本部へは通報を送信させない状態で、実際と同じ操作の練習を繰り返し行うことができます。いつも自分でお試しの練習ができるということです。共通伝聞機能により、市外や県外などの登録地点以外からの通報でも、最寄りの消防本部へ通報することができるなどの様々な機能を持っています。ということは、子供たちや高齢の方でも、そのときのシチュエーションによっては言葉を発しづらい状況に置かれたときに、防犯にも役立つので

はないでしょうか。そういった観点から、対象者の方を広げることはできませんか。事前の登録が必要ですので、悪用されることも少ないと考えます。

グラウンドの芝生化につきまして、御答弁ありがとうございます。質問ではありませんが、芝生化プロジェクトという資料があります。その中で、少し紹介したいことが載っていましたので、話をさせていただきます。芝生化プロジェクトの資料の引用です。1つ、土やほこりが散らない。砂の飛散や土砂の流出を防ぐ。2つ、地球に優しいヒートアイランド軽減、温暖化の抑制。3つ目、転んでも大丈夫、けがの軽減、激しい運動でも安心。4つ目、体力の向上、子供たちが積極的に屋外で活動できる。5番目、ストレスの軽減、景観の向上による癒やし、いじめの軽減。6番、地域コミュニティーの創出、芝利用や芝生管理を通して校区の地域の方が芝生の管理に関わっていただける場合が多い。7番目、まちづくりへの貢献、芝生化による意識の向上、地域への愛着。8番目、騒音を吸収する働きや多量の温室ガスの吸収や大量の酸素の放出、まぶしい光の軽減、アレルギー原因となる花粉や孢子、ちりの吸着等もありますと載っています。芝生の管理の中で芝刈りが最も重要な作業の一つですが、ゴルフ場や陸上競技場のように管理する必要は、小中学校のグラウンドでは全く必要ないと考えます。新しい技術、工法によってメンテナンス費用の低減が図られるなら、子供たちや先生方にとっては多くのメリットが考えられます。メリット、デメリットを協議した上で、可能性を検討していただけないでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（土居恒夫） 答弁求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 女性リーダーや若い方への防災活動への参加につきましては、現在、危機管理課では、幅広い方に防災活動へ参画していただきたいという考え方から、自主防災組織だけでなく、保育園児から小中学生、PTA、高齢者、育児サークル、手話サークルなどを対象にした防災学習に取り組んでまいりました。また、市の恒例行事であります健康まつり、きらりフェアや健康ウォーキング、ひよこルームへの参加など、様々な機会を捉えて防災啓発を行っております。そのような取組の中で、若い世代の方にも防災に関心を持っていただけるのではないかと考えております。先ほど、四万十町のはちきん塾の事例を紹介いただきましたので、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

また、本市の活動として、平成29年から、女性消防団と連携して、避難所運営の在り方や防災食、避難生活等についての防災学習を続けており、発災時の女性リーダーとしての役割を担っていただけるものと考えております。

次に、南国市防災士連絡会の活動につきましては、防災の知識やスキルを身につけるだけで

なく、地域や職場などでそのスキル等を広めていくこと、発災時には、そのリーダーとなって共助の中心となることを目的としております。平成29年1月の設立から、スキルアップとして、応急手当てやけが人の搬送法、地域を歩いて危険性を知るなど、研修を実施しております。また、学んだことを実践するために、令和元年度には高知県総合防災訓練に参加し、要配慮者の搬送方法や防災食の作り方などを来場者に指導していただきました。本年度は新型コロナのために研修等は実施できておりませんが、引き続き研修と実践を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 消防長。

○消防長（小松和英） 植田議員の2問目にお答えをいたします。

少しでも早いアクセスルートの確保ということでございますけれども、ルート確保につきましては、基本的に国土交通省TEC-FORCE等の任務になろうと思っておりますけれども、消防本部としましては、例えば通行不能な箇所が発生していると通報が入れば、関係機関に連絡をして、道路啓開の妨げとなる車両から負傷者の救助・救出を迅速に行い、重機等の活動が少しでも早く行えるようにすることが必要だと考えております。併せて、少しでも早く現場到着ができるように、幾つかの迂回ルートを確認することも必要だと考えております。

次に、Net119につきまして、さらなる広報をということですが、県下の登録者数が102名ですので、対象者に比べると随分少ないのではないかなと感じております。十分な周知ができていないのではないかと思いますので、運用開始から一定期間が過ぎたら、再度広報や案内を出してもいいのではないかと思います。

次に、このシステムは、地域で暮らす聴覚・言語機能障害者の安心・安全に大きく貢献するものであると考えております。GPSやチャットなど、便利な機能があるので、対象者を広げたいという御提案ですが、まだ運用が始まったばかりですので、また県下一斉サービスということもありますので、今後、効果や課題、応用性など、全国の運用状況なども見ながら考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 植田議員。

○5番（植田 豊） それぞれに2問目の御答弁ありがとうございます。防災行政についてのレベルアップのことなんですけれども、なかなか防災会自身でのレベルアップっていうのは難しいところも正直あると思いますので、時々専門家の方の御意見等も聞くような場合も必要かと思っておりますので、何とぞよろしく申し上げます。

それから、消防行政についての119システムの件について、御答弁ありがとうございます。

県下的なシステムということで、なかなか、こうやったらええとかというようなことは難しいかも知れませんが、先ほど申し上げましたGPSのことについて機能がありますよということ言えば、一つの例ですけど、京都府の八幡市では、認知症高齢者の行方不明に備え、GPS端末の利用を支援する事業を始めたそうです。担当者は、徘徊高齢者の早期発見へ、警察機関安心ネットワーク、GPS端末が連動することで体制が強力になる、事業のさらなる周知に力を入れたいと話したという記事が、先日も載っていました。有効にこの機能そのものを使えるわけですので、前向きにそういうことも考えていただけたらありがたいと思います。

道路啓開訓練につきましては、先月27日、高知道と龍馬空港が直結された南国市内を走行する新しい、南国道でしたっけ、自動車道ができたわけですけど、南国市内を走行する車両はますます増えると考えます。災害時、緊急時に備えた訓練は重要になると思います。いろいろなことを想定した訓練を今後ともよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（土居恒夫） 6番西本良平議員。

〔6番 西本良平議員発言席〕

○6番（西本良平） なんこく市政会の西本でございます。

いよいよ本日、2日目の一般質問も4番目、最後となりました。いましばらく、大変お疲れとは存じますが、お付き合いのほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、昨年2月に発生をいたしました新型コロナウイルス感染症につきましては、早いもので1年を経過をいたしました。全国的には感染拡大は減少傾向になっておりますけれども、いまだに1都3県におきましては大変厳しい状況が続いており、緊急事態宣言におきましても2週間延長され、予断を許さない状況でございます。また、本県におきましても、ひとところよりは感染者数は減少してきたものの、今後の感染拡大への不安は拭い切れることなく、収束には程遠い状況となっております。また、明日3月11日は、あの東日本大震災から10年を迎えます。多くの方々がお亡くなりになり、いまだに元の生活を取り戻せずに苦しんでいる方々がたくさんいらっしゃいます。一日も早くこうした皆さんが安心して元の生活ができますように、心からお祈りを申し上げます。私たちは、この震災を忘れることなく、教訓を生かし、南海地震対策へのさらなる備えをしなければならないと考えます。

さて、私が今議会に通告しています質問は3項目であります。それぞれに御答弁をいただきますようよろしくお願いをいたします。

まず最初に、事業者緊急支援金について御質問をさせていただきます。

昨年の春に、先ほども申し上げましたが、発生しました新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大によりまして、飲食業をはじめとする多くの業態におきまして、経済的に大きな打撃を受けております。そのような中で、本市におきましても、事業者緊急支援金制度を創設され、現在、順次受付をされ、支給をされているとお聞きしておりますが、今回のこの制度におきましては、商工関係のみならず農林漁業者に対しても支援金の支給対象とされておりますけれども、その経緯などについて、まずもってお伺いをいたします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 経緯につきましては、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の発生により、高知県においても、飲食店等に営業時間短縮の協力要請が行われるなど、経済面への影響が懸念される状況となりましたが、その影響がどの業種にどの程度の期間にわたるかも不透明であるということから、影響が想定される農林漁業者も含めた事業者に対して緊急に支援を行う必要が生じたことで、この支援策を創設したというところでございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。この事業が創設されたことは、いわゆる飲食業関係には、当然農業者も関連をしておるわけでございまして、非常に農業者も本当に今シーズンのこの施設園芸については御苦勞をされておるという状況が行政のほうからもしっかりと伝わって、今回、こういった農林漁業関係者も含めて制度設計をいただいたということかなというふうにも思うところでございます。これは当然緊急性がありますから、相当短期間の間に、国のコロナ対策のお金をもって、どのようにすれば一番効果的なのかという点は、当然やられたというふうに思いますけれども。

次に質問をしますのは、本支援制度では、前年の12月または1月のいずれかの事業収入が、比較元から50%以上減少していることとしておりますが、高知県の支援事業では30%になっております。本市はどのような制度設計によって策定をされたのか、お伺いをいたします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 緊急的に支援を行うということで、前回の持続化給付金の給付実績に基づきまして、既存の予算の範囲で効果的に支援を行えるよう、影響が特に大きい事業者ということで、農林水産事業者については、前年同月と比較して事業収入が50%以上減少している方を対象とした制度設計としたものでございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。ということは、つまり今回は、緊急性もあつ

たということでございますから、当然商工関係と同様の制度設計であるということ、確認でございますが、間違いありません。——はい、ありがとうございます。

今後、私、これは今回は緊急性があるということで、先ほどから申し上げておりますけれども、こういった事案は商工関係とは少し、やっぱり農業分野、水産業は私よく分かりませんが、そういう分野の中では状態が違うと思うんですね。今回はやむなしでございますけれども、今後、この対策を打つとするならば、やはり制度設計そのものも少し見直して、農林漁業関係については予算も別枠として立てて、制度設計されて、拾い上げられるところはしっかりと拾い上げてやるんだっていうところは、今回、すごく一定反省をすべきところでもないかなと。やられたことについて、農家が恩恵を受けたこと、これはもう本当に感謝しかないというところもございます。私も、実は1月の中下旬ぐらいでしたか、非常に毎日、高知放送の4時前の市況をラジオで聞いておりますし、農業新聞、高知新聞の市況も毎日のように見ておりました。非常に例年ない価格帯の動きだなということで、本当に極めて心配もしておったところ、これがまさにずっと年末を超えて1月にまでずっと来た。これはシシトウ、オオバのような業務用筋の商品というのは、当然都会で時短要請やら、閉店をされる方やらで、本当に利用が減ってきた、これが大きな要因であるわけでございまして。非常にここが今までに、私もなかったような事案ではなかったかというふうに思ったわけでございます。

それでは、そこで質問をさせていただきますけれども、2月末時点において、品目別にどれだけの申請件数があり、その内容の給付対象は何件あるのか。

また、3月末までの申請となっておりますが、今後、最終的な予算額はどれだけになるのかということをお伺いすると同時に、先ほど申し上げました今後の部分につきまして、商工と農林と少し分けて、予算化も含めた制度設計を考えていくべきではないかという点も含めて、お答えをいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 2月末時点の申請件数につきましては、66件となっております。申請いただいた方全員が給付対象となっております。

また、品目別の申請件数といたしましては、シシトウが52件、オオバが3件、小ネギが2件、青ネギが2件、米が2件、ニラが2件、ナスが1件、キュウリが1件、甘長トウガラシが1件となっております。また、予算の総額といたしましては、商工分野とも合わせまして1億800万円となっております。そして、シシトウ生産者の中で、1,000万円以上の方で40万円給付と1,000万円以下の30万円給付の方の内訳といたしましては、それぞれ26人でございます。

また、今後どのような支援策にしていくかというところにつきましては、現在でも影響を受けている状況に応じた支援となるように、農業者につきましても、他の事業者とのバランスも考慮いたしまして、支給の要件などを変えるかどうか、また個別の支援策として必要かも含めて検討しておるところでございますが、次回に対策が必要となった場合にも、関係機関との協議というのにも必要になってくる場合もあるかと思いますが、今後も十分な検討により制度設計をしてまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） 丁寧ありがとうございます。ここで見ますと、66件の今お答えがございました。シシトウは2月末では52件ですが、昨日の杉本議員の質問の中では、昨日の直近までだったと思うんですが、54件というふうに昨日はお答えいただいていたというふうに思いますが。すなわち、現在、シシトウ農家、この令和3年の作付をされておる方が、JAのほうから資料をいただいておりますが、88戸というふうに聞いてるんです。そうしますと、2月末時点でほぼ60%の方が申請をされて、ほぼいただけると、こういうことになろうと思います。オオバも3件、当然支給を受けれるという状況であろうというふうに思います。シシトウというのは、面積的に言いましても10アールよりは15アールというのが一つの基準で作られるのが、県の指針でもそうになっておりますが、したがって1,000万円を超える方がかなり多いわけでございますが、今回、52人中26人、26人と、半々が30万円と40万円に分類をされると、こういうことになるわけでございます。これは非常に私としても、また2月2日でしたか、JAの常勤役員の方々と私と、また田中県議も同行いただきまして、4地区の、十市、浜改田地区、浜改田というのは旧JAの南部出荷場になるんですが、そして中央出荷場、これはかざぐるま市のあるところでございます、それから長岡の出荷場のそれぞれのししとう部長さんにお会いをして、現実、実質の生の声をお聞きをして回ったわけでございますが、その際にも、まだこの時点では2月の初めでございますから、申請直前ではございましたが、こういった支援については本当にありがたいが、さらなる一層の支援を願いたいという、本当に切実なお声がありました。今までになかったような価格帯で今行きよると、何とかしてほしいと、こういうお話があったわけございまして、また特にこの令和3年度の作で、新規就農者が4名いらっしゃるわけございまして、この方たちは比較元がないわけでございますけれども、これはこれで拾い方があって拾っていただけるんだろうというふうに思うわけですが、彼らがこれから赤字のスタートなんです。1年目にして赤字のスタート、こういうことがまさか起こるまいという想定の中でスタートした。未来に夢を持って、シシトウという品目を選んで、地域の方々に教わ

りながら、そして夢を膨らませて、1,500万円、1,800万円の所得を上げるんだという意識の中で、多少重油の温度によっては高騰もあつたりでリスクもあるわけですが、それらも考えた上で、しっかりとした所得が上がるんだよと、こういう思いもあつたわけですが。したがって、こういう方々も、今後について、私は非常に心配するのは、何といひましても、次作の、次の作というのは大体6月末から7月の頭ぐらまで、今シーズンの分は採ります。その後、土作りをして、苗を買って、あるいは仕立てて、8月の下旬から9月の中旬頃までには定植をして、また次の作を進めるわけですが、そういう準備の中で、やはり不安を抱えたままスタートをしなければならない。そういうことを思いつつ、今日の一般質問になったわけですが。

少し、ここでシントウの今の立ち位置といいますか、今までの歴史といいますか、これも話さないと、何か今日は市長さんをお願いもせにやいかんところもありまして、少しひもといひたいと思いますが。私が現職でございました担当課長の頃は、もう25年ぐらい前になりますが、その頃はかなりのシントウ農家戸数がありました。最近の資料があまりなくて、19年からの資料でございますけれども。市長、ちょっと聞いてくださいね、すいません。本当に平成19年には130戸のシントウ農家がおいでで、18.3ヘクタールの作付があつたんです。平成25年が少し下がって106戸になりまして13.4ヘク、今年の令和3年、今行きよる部分ですが、これが今88件で9.1ヘクですから、作付面積は、この平成19年から令和3年の間に半分になっておるといふことでございます。これを今後どういうふうを考えていくのかというのが、この次作に対する部分でも最も重要になってくる部分であります。そして、南国市は、やはりお金が取れる施設園芸の高収益作物として位置づけをしておるわけでございますから、当然圃場整備へも、こういう誘導が今後あっていくわけでございますので、このことは非常に、最初の端に頭に置いていただきたいなど。

そして、今の経営主の年齢別の構成はどんなになっておるのかということですが、20代から50歳までは僅か26%しかないんです。60歳から80歳以上までの間が74%と。ここも極めて重要なのは、やはりいかに若い人が育ってきてないかということでもありましようし、高齢化した方々で、後継者がなくてきたということでございます。その中でも70から80歳の間の人は32%いるんです。だから、もう何年でリタイアするかっていうことを考えると、しっかりとこれから担い手の育成をしていかなければ、日本一のシントウといえども、これを牽引していくことはなかなか難しくなってくる、そういう今、状況になってございます。

そして、出荷量と販売額を見ましても、出荷量はさておき、販売額でございますが、平成

19年は先ほどの人数で13億4,000万円あったわけです。ちなみに、今年はまだ途中ですので、令和2年度を見ますと8億1,200万円です。どれだけ落ちてきておるかということで、もう日本一いうても、本当にこれから本腰入れて、この先人たちが築き上げてきたシシトウというものを、しかもこんな情勢にならなければ、少々重油が高くてもしっかりとお金が取れてきたこの基幹品目を、どのようにこれから支え上げていくのか。そのためには、私はこの次作において、やっぱりしっかりとシシトウから品目転換されないような施策を講じていくことが、今回のことで行政に与えられた、私は使命じゃないかというふうに、今思っております。

そこで、お尋ねをいたします。

特に、シシトウにおきましては、昨年12月、今年の1月、この市場価格は過去に例を見ない低価格であった状態でございます。これを担当課長、どのように見られておりますか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 促成の施設シシトウにつきましては、施設園芸の中では高温性の品目でありまして、燃料代がかかりますけれども、反当たりの収益性が高いということで、本市では多くの生産者が取り組まれており、先ほど西本議員が言われたように、半分にはなっておりますが、いまだまだ日本一の産地となっております。今年度は、高値が期待できる12月・1月に、都市部での度重なる時短要請によって価格の下落を招きまして、生産者は多大な影響を受けておるということで、南国市事業者緊急支援金での支援もさせていただいているところでもありますが、現在も都市部での緊急事態宣言は継続中ということでもありますので、価格が回復する見通しとしては立っていない状況であると考えております。西本議員さん言われたように、このような状況が続きますと、シシトウが生産者にとって魅力のある品目として次期作もシシトウを作ろうという期待ができなくなり、ほかの燃料費が安く、価格が安定している品目に転換するなどによって、生産者自体の確保が難しくなってくるのではないかと危惧をしております。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。まさにこれは農林水産課長でございまして、私と思いが本当にここは一致をしておるわけでございます、ありがたく受け止めをいたしました。冒頭申し上げませんでした、シシトウというのは高温を好む作物でございまして、好むといえますか、高温が一定保たれないと、思った収量が採れない。これ、県のシシトウの指針の中でも、21度ぐらいが最低温度、今、最悪でも20度を保たなければ、この冬場に花をつけ、実をつけるということが非常に阻害をされる。そういった意味では、毎年、重油の価格が違う

不安定な燃料価格というものも、当然前に見えるわけですが。だからこそ、12月、1月の、特に12月の第1回目の多く採れ始める頃の、しかも年末相場というところに、皆さん、価格を期待をしておった。このことが、いわゆるはしごを外されたような話でして、やっぱりふだんですと年末25日を超える頃には、単価がキロ当たりといえますか、100グラムに直したほうが早いですが、100グラムで言いますと350円とか、いいときは400円を1パックがする。これが130円とか107円とかいう、今年は世界でございまして、いかに安いということもございまして。実は、昨年このコロナの影響を受けたわけです。それはどこで受けたかというたら、3月の終わりから4月ぐらいから後に受けてます。が、今年は全くいいことないずっと2月まで来てまして、12月は前年の48%です。48です。1月が53です。2月が65です。もうええ加減お金が取れないかん時期に、収量の話とは別に、お金が取れないかんときに、ここまで来てこれだけの価格ということは、これから低価格に順番になってくる。油をたかない時期、3月の下旬頃から4、5、6とこれから行く、量は採れてくるんですが、単価はぐっと下がってきます。そういうふうなことを考えますと、非常に危惧しておるのは、いよいよこれから重油の支払いが大きくなってくる。11月たいやつは、大体農協なり油屋さん契約しとるような農家は、3か月サイト言いまして、大体12月やったら1、2、3月ぐらいに支払いが始まる、11月はそうです。12月は4月というふうに順番に行くわけですけども。これが今お金が取れてないわけですから。これがどういうことが起こるかって言いますと、最終的には、今年の作は今年でしまいをしていわけですけども、これが残ったまま次作へ、はやすぐ秋が来て、冬が来ていく。この流れが、極めてその生産者に対して不安を与えて、品目転換になっていく可能性もあるということながです。これ、ちょっと説明しておかないと、後で市長にお伺いしたいことにも関連をしてきますんで、あえてそういう問題を投げかけたところからでございます。

そこで、私思いますに、先ほども言いましたが、今度四国電力さんの参入もあって、これにはかなり夢もあります。はっきり言いまして、どういう近代化をしてくれるのか、シシトウの一つの農家の模範になるべき部分で、どういうことが起こるのかっていうことが、非常に期待もされるところでありますし、当然、そういう流れがあるわけですから、期待をしたいと思うわけですが。ここで1問、質問させていただきたいんですが、今後はこれ、圃場整備の事業も進める中では、施設園芸の花形として、高収益野菜としてシシトウはってですね、行政のほうとしては、今どういう立ち位置にあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 国営圃場整備事業では、稼げる農業の実現を目指し、水稻から

露地野菜等の高収益作物への転換を進め、高収益作物の産地化を図るという計画になっております。シシトウにつきましても、有望な高収益作物、規模拡大品目として位置づけをしております。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。やはり南国市は、当然これから圃場整備を進める中でも、またサポートハウス事業なんかも全部シシトウが品目となっておるわけでございますので、シシトウというものの位置づけは、当然規模拡大の大きな品目でもありますし、新規就農者に対してもこのシシトウというものは勧めていく、こういうことに間違いがないわけでございます。

そこで、私、思いますに、ここでどうやったらこのええかげん減ってきた面積、減ってきた農家に品目転換をされんようにするのか。そして、今の生活も守らないかんわけです。重油も払っていかないかん。そういった、コロナによって起こったこの事案について、昨日も杉本議員にも答弁があったと思うんですが、国の事業である高収益作物次期作支援交付金、これについて、かなりの方が申請もしておるといふふうにも聞きますが、当初の要綱からいうと、はしごを外されたような部分もあったりとか、いろんなことが今言われておりますけれども、実質、私もこのことについて押さえておりません。

そこで、この次期作支援の事業というものは、どのような状況であるのか、現在。そして、このシシトウ生産者はどのぐらい申請して交付金が受けられるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問の国の事業である高収益作物次期作支援交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による市場での売上げが減少するなどの影響を受け、収入保険等のセーフティーネットに加入、または加入の検討をされる方が、シシトウなどの高収益作物を次期作にも継続して取り組もうという意欲のある生産者に対する支援策となっております。2種類ある支援メニューの中で、機械化体系の導入や品目・品種等の導入などについて、2つ以上取り組まれた方を対象として、10アール当たり5万円の支援が受けられる事業でございます。高知県では、オオバ、シシトウ、メロンなどにつきましては、10アール当たり80万円の支援へと交付金額が見直しをされ、多くのシシトウ生産者が大きな支援を受けられることとなりました。しかし、当初、案の段階では、収入保険等のセーフティーネット加入というものが条件であったものが、加入の検討のみで構わないというふうにより緩和がされ、また市場への出

荷実績のみというのが要件であったことで、多くの方に申請をいただいておりますが、10月13日に運用のほうが見直されまして、市場での売上げの減少等が要件として新たに追加されたことで、活用ができなくなった方、また売上げの減少額が交付の上限というのも追加されまして、それによりメリットが感じられなくなり、取り下げられた方などが95名おられます。それでも117名の方が申請をされ、うちシシトウ生産者の方としましては44人となっておりますが、3月までには交付金がお手元に届くという予定となっております。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） 丁寧に分かりやすく御答弁をいただきました。これで見ますと、国が出したのものについては、44戸のシシトウ農家は80万円が10アール当たりいただける。大体15アールの方がシシトウというのは結構多いわけでございますから、15アールということは120万円いただけるということ。これ確認したいですけど、よろしいですか。——ありがとうございます。先ほど言いました市の支援金、30万円あるいは40万円と、この国の次期作支援の80万円、120万円、これは本当にシシトウ農家にとりましては、あるいは他の対象者となる農家の方で申請をされてる方にとっては、非常に大きな、私はお金であろうと。これをどういうふうにごこの次期作支援に生かしていくのか、これは当然農家も考えていただかなくてはならない、そういう状況だろうと、今思います。

ここからが今日の私の本当の意味での質問の意図といいますか、狙いなんですけれども、やはりここは市長にお尋ねをしたいということでございますが。市長、先ほど来言っておりますように、シシトウは、本県はもとより本市においてもこれだけ面積ともに農家戸数減っても、やはり日本一の出荷量を誇る我が南国市の農業では、キロ1,500円取れる品目というのはそうそうない中でも、極めて期待される品目であろうというふうに思っております。そして、長年、先人たちが積み上げてきた技術、こういったものも含めまして、この危機をどうしても乗り切らなければならないと思います。先ほど来言っておりますように、今後の作付減少を防ぐ必要があるというふうに思うんですが、市長は、市の単独、あるいはこのコロナ対策のお金で、全てが今、支給されたものが終わった中で残ったお金を使うとか、いろいろあると思うんですが、さらなる支援について、今市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 市独自のさらなる支援ということでございます。シシトウ日本一の産地であります本市のシシトウの生産量を維持し、また高度な技術を継承していくことは、市としても非常に重要であると考えております。反当たりの収益が大きいこと、日本一の産地であれ

ばこそ十分な技術的支援も可能であることから、産地提案書の中で位置づけをしまして、新規就農者にも経営を開始するのに適した、経営の安定を目指しやすい品目として推奨してきたことで、本市の就農に結びついてきたものと考えております。また、株式会社四国電力につきましても、シシトウでの参入をされていることもありまして、産地として今後の作付が減少した場合の影響についても懸念されるところでございます。

御提案のありました支援の方向性ということでございます。先ほどちょっと西本議員の質問にもございましたが、新しく就農された方がいきなり赤字からのスタートという大変厳しい状況もあるというように聞いたわけでございまして、そういった皆さんが引き続きシシトウを作っていこうという意欲を持っていただくためには、どのようにしていかねばならないかっていう、支援ということは考えていかねばならないと思います。そのためには、JA、また生産部会との協議も必要であると思いますので、協議の上でその支援の形というものを考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） 前向きの御回答をいただきました。ありがとうございます。私、ここで申し上げたいのは、市長はJAと生産者とも協議をしながら、少し掘り下げてしっかりと前向きに検討するということなんですけども。少し例を挙げてみますと、この産地の育成というものは、私もかつて、四方竹もそうでしたしゴーヤもそうでしたが、その産地の育成をするということは、相当多くの方の手を食い、そしてそこにはリーダー的存在の方がしっかりと引っ張っていくっていうことがなければ、産地っていうのはなかなかできないんです、これ、全国的に見ても。必ずその地域地域には、それを作った人は、ちょっと違う目で見られるぐらいの人がおってこそできるわけでございます。で、何が言いたいかと言いますのは、JA土佐くろしおと言いまして、今回の統合ではJA高知県に統合してないんですが、皆さん、先日の高知新聞、10日ぐらい、もうちょっとなるかな、2週間ぐらい前に、みどりの広場っていう、全面広告みたいところにJAグループのやつが出るんですけど、そこにも出ておりましたし、私、その役員とも友達でございますんで、いろいろ参考になったり、あるいは今の彼らの動きによって、高知県の一品目をリーダーシップを取って引っ張っていかれておる姿を見るときに、やはり大事なのはJAと行政が一枚岩でいかななくてはならない、これがまさにあるわけでございまして。何が言いたいかと言いますと、JAくろしおは、私が現職の頃の20年ぐらい前はミョウガの産地でございます。全国1位の、今産地でございますけれども。僅か10億円足らず、僅かとは言われませんが、うちも当時オオバが10億円ちょっと届かんぐらいの時期でしたので、

そのときに、七、八億円やったかな、ミョウガが。それが今や何と66億円ですよ、1品目で66億円。これをどう捉えるかです。そこには、おじいちゃん、おばあちゃんばかりがやって66億円、できんわけです。必ず若者がついてくる、若者がそこに住み着き、育て上げていくということがなかったら、こういう品目にはならない。そこには必ず篤農家という方がおり、それを引っ張って行って教えてあげて世話をする方がいる。そういういい方向への流れができていくこと、これはもうまさにうちには大きな参考になると思うんですが。これから、行政はここまでという多分線も引いて、一生懸命はやってくれても、そこからあとは農家とか、JAとかいうところには多分なると思うんですが。やっぱり圃場整備でこれからそういった団地を造っていくためには、こういう参考事例も見ながら、若者が育つ、これはUターン、Iターン、あるいは企業参入、いろんな形があるでしょう。しかし、そこへ行くには、精神論ではないんですけど、やっぱり行政では、市長、いわゆる首長を中心として、本当にこのシシトウをもう一回守り育てるんだという熱い気持ちに執行部の課長級がついていき、そして職員が一枚岩でそういう方向に行くんだということが、まさに食育を創り上げた、あのときのような、私は形が必要ではないかな。

そこで、最後、もう時間も押してますので、もう少しにさせてもらいますけども、私は提案としては、少しJAの担当者とも協議もしましたけども、やはり市が市長の政策によって、これは市長、政治家の役割として政治でしっかりと予算も立てて、平山市長にやってもろうたっという農業者への熱いメッセージを送りながら、私はこの制度設計も含めて、事業を構築してもらいたい。それは何へするかはこれから議論もあると思うんですが、一つの例としては、自作の苗代、これを今シーズンは補助を一切するから作ってくれという方法もあると思います。大体10アール当たり900本ぐらいですので、190円ぐらい1本するようでございます、購入苗については、で、90軒ぐらいの農家でいけば、大体1,600万円ぐらいなんです、金額ベースで言えば。どうか市長、そういう意味において、平山市長の農業に対する思いの政策という意味では、いろんな意味では反発もあるかもしれませんが、不公平感も平等感もないかもしれん、それは、一部分は。けど、今やりゆう事業だって、国の事業であっても、今の支援金であっても、完璧なものはないんですよ。一律であつたりとか、公平平等でないものがいっぱいある中で、けど今、日本一の産地を守るということと、もう一つはこれから未来がある、四電もくる、サポートハウス事業もある、そしてこれから圃場整備でどんどん団地もできる、若者も南国市へ寄ってくれる、生活誘致もできた。こうしたときに、胸を張ってあのときやった政策が生きる。こういうひとつ、ぜひ私は、橋詰市長の時代にいろんなことをやってきましたが、あのと

きの思いを今の平山市長に、まずこの農業で、この厳しいシシトウを助けていただきたい。そういう政策を、政治家平山市長として、何とか私のこの声を、この種苗代にはこだわりませんけれども、一つの案として、そういうことを含めながら、ぜひとも検討してほしいなということをお願いをしたいと思います。

少し話がそれまして、実は過日、1月の下旬だったと思うんですが、教育委員会のほうへ、JAとも協議をしておる中で、これはちょっと私の過去にやったことも経験がありまして、提案もしたわけでございますが、シシトウのこのピンチを受けて、何とか食育に生かしてもらえんか。その食育の前面に立つのは学校給食だということで、このシシトウを給食に使うことで、シシトウ農家の売上げが極端に上がるとかいう話ではないんやけど、郷土愛、郷土の特産品を子供たちが給食で食べることによって、保護者におうちへ帰って伝えていく。そして、今、JAも一生懸命販売方法を変えて、1パック30本、100グラムで売ってますけども、これはほとんど業務用であります。これを家庭で食べられるように50グラムパックに今して、販売をしております。そういうことで、お父さん、お母さんも、今晚、シシトウ焼いて食べるで、野菜いため入れて食べるで、カレーのトッピングにするで、そういう会話が聞こえてきて、シシトウ農家、大変らしいよ、みんなで協力していくという、本当に南国家やないですけども、そういう思いになっていただきたいなと思うことで、実は教育次長にお会いをしまして、早速に検討してみましようということで帰ったわけでございますが。帰りにちょうど教育長が部屋の中においでるのが見えまして、教育長さんにも併せてお願いをいたしました。が、私もその後、ゆっくりお話しする間もなく、今日に至っておるわけでございますが、早々に検討いただいたということでございますので、今後の給食への取組の計画につきまして、教育次長さんをお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 1月下旬にこの話をいただきまして、早速去る2月10日にJA担当者と学校給食係との打合せをさせていただきました。今後の計画では、3月16日、来週になりますが、シシトウ500個をJAさんから御提供いただきまして、学校給食センターのフライヤーを使って試作品作りを行うことになっております。こうした試作品作りを通して献立を作成しまして、まずは中学生に、6月の給食提供にというふうに計画を進めているという報告を受けております。中学生の提供を足がかりとしまして、小学生への提供についても取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、今後JAさんとも連携をしながら、出荷時期や出荷量について御相談をさせていただ

きながら、年間の提供回数についても検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。当日、あの日に暫時段取りしましょうということを書いてくれまして、今、お聞きしますと、早速来週、3月16日には試作品を作るところまで来たわけですが。やはり6月の給食に提供ということになると、少し時間があって、今言いゆうこととの乖離が生まれてきそうな気がするわけですが、なぜなら、促成栽培のハウスものは6月末でほぼ終わるわけです。シシトウあるんですよ、年中といますか、大方。これは当然、雨よけが出始めます、露地物が出ますので、それはいいんですが。やはり今、シシトウ農家がピンチなのは施設園芸農家の今の部分であるわけです。これをマスコミも使って、そしてそのフロントランナーとして、今まで言ってきた食育のまちをもう一回ここでアピールをしていく。日本一のシシトウを給食に使いゆうというのをマスコミでやってもらう。既にもうNHKでは2回ほど、この1月の末から、シシトウが大ピンチということで、南国の農家のほうへもハウスへ入られ、そして園芸女性部の方々が料理も作り、リポーターの方が食べて、おいしいおいしい、こんな料理もありますということでやってくれてます。だから、そういう流れの中で、一日も早く取組を進めていただきたい。これは私もよく分かってます。給食、栄養教員さんの献立が3か月、4か月先までできちゅうとか、現場の思いがあったり、あるいは調理員さんの過大な負担があったり、いろんなことがするわけです。しかしながら、今まで、棚田のお米にしましても、地元産の野菜にしましても、四方竹にしましても、いろんな角度で今日までやれてきたわけです。何とかこの窮状を思うときには、一日でも早く1回目の、ひとつ給食への配膳をしていただきますように、いま一度お願いしたいと思うんですが。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御指摘いただきました。議員のおっしゃるとおり、スピード感、そして今ピンチということの重大さを考えますと、今の計画、6月ではやはり少し遅いように感じます。タイムリーで、そして啓発にもなるようにということで、もう一度、給食センターと調整を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） 早速にいいお答えをいただきましたが、何とぞ、これは行政のためにも、子供たちのためにも、私いいと思って、生産農家だけではなくて、南国市全てが、この給食を

通じて、食育のフロントランナーで来た、立ち止まることがない、そういう意味もいいと思います。

そこで、お尋ねいたします。

この冬場のシシトウ日本一の南国市におきまして、学校給食で食育につながる効果が期待できると思いますが、教育長の御所見をお尋ねいたします。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 西本議員におかれましては、日頃から食育また学校給食に御尽力いただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

先ほどから、コロナ禍における農業生産者、特にシシトウ農家の大変厳しい現状というのをお聞きして、私どもも何か御協力ができないものかというふうなところで考えておるような次第です。御承知のように、南国市の学校給食を食育の核として、安心・安全な地元食材を可能な限り提供することによって、ふるさとへの愛情や誇りを持った子供たちを育てたいという願いを持って取り組んでおります。シシトウを学校給食に取り入れることによって、興味や関心を持ってもらうような取組もいろいろできるのではないかというふうには考えております。

シシトウに限って言わせてもらいますと、これまでの取組であれば、例えば十市小学校が地元産野菜を食育キャラクターとして名前をつけているんですが、シシトウについても、シシトウチロウというキャラクター名でシシトウをアピールして、地元の量販店とのコラボで弁当販売を実施した実績もあります。また、最近では、三原村の御当地キャラクターであるししとう家族と、それから先ほど申しました十市小学校の食育キャラクターであるシシトウチロウとのキャラクター対決が実現したようで、三原小学校と十市小学校の6年生が、それぞれの特産品であるシシトウを使った料理対決をしたということも話題になっております。何かツイッターなどでししとう家族と検索していただければその様子が分かるそうですので、またぜひ御覧になっていただけたらと思っております。

子供たちにとって、どちらかといえば苦手であるシシトウとかピーマンであります、愛着を持って、地元で生産する農産物を食する取組によりまして、随分苦手意識が克服できているということも聞いております。こうした子供たちの姿や学校給食を通して、シシトウを市民の皆様へ情報発信できればというふうにも考えております。今後も地産地消を通して、生産者の方々とつながる学校給食を目指して取り組んでまいります。以上です。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。ぜひともこのシシトウも四方竹同様加えてい

ただきまして、給食食材として認知され、長く使われて続いていきますように。そして子供たちが自慢できる南国市の特産品として、御家庭でも子供たちと一緒に、スーパーでも買っていただき、そういう流れをつくっていただきたいなというふうに思っております。本当にありがとうございました。

これを少し、一つまた手前に戻って、最後に市長、こういった食育の部分も含めて、みんなが一枚岩でこのシシトウの大ピンチを救おうという流れの中でございます。先ほど申し上げました、答弁もいただきましたけれども、いま一度、このシシトウの次期作に対する支援、ひとつ市長の思いをもう一度お願いを申し上げます。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 再度、シシトウの支援についての思いということでございますが。先ほども申し上げたとおり、今の産地を守るということに対して、どのような支援をするかということございまして、その産地を守っていくということは、今、圃場整備を進める上でも大変大切なことでもあります。産地提案書の内容の作物でありますので、何とか守っていきたいという思いはもちろんでございますので。先ほど申しましたとおり、JA、経営者の方とまた相談させていただいて、どのような支援が適切か考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございました。どうかよろしくお願い申し上げます。

時間も押しておりますので、次の質問いきたいと思っております。

2項目めは、土木委員に関するアンケート調査についてであります。

2月の中旬頃でしたか、建設課よりアンケート調査に関する書類が届きました。見てみますと、地域の水路や農道などにおいて立会をしている土木委員に関するアンケートでありました。時を同じくして、連日、高知市の農業用水路への放流同意金の問題が高知新聞に今出ているときでございましたが。このアンケート調査につきまして、対象者や調査人数などについてお尋ねいたします。建設課長にお尋ねいたします。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（濱田秀志） まず、アンケートですが、目的は農道・水路等に関して立会に来ていただいている、地元の土木委員やその役に就かれている方々の現状の立会についての意見や、他市のような土木委員制度の導入の賛否をお聞きし、今後の取組の参考にさせていただきます。

対象者は、建設課で把握している総代・土木委員名簿に記載されている181名の方々です。現在、70%のお答えが返ってきております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。今回は、まだ3月5日が締切りでございまして、途中ということもよく承知をした上で、実は一昨年の12月議会で、私、農業用水路の維持管理等々について、徳島県では訴訟にも発展していますよということで、あしき慣例も含め、いろんな流れで、どうも立ち位置がはっきりしていないところからいろいろなことが要因があってきておると。行政としてそのような、統一地域間の中でいろいろなことが起こらないようにしっかりとすべきじゃないですかという質問をしたわけでございますが、そのときの市長答弁は、確かにおっしゃるとおり、そういう法的な立場で争うということが起こっているということで、これからのスタンスとしては、そういったことも考えた上で行政を行っていく必要があるというふうに答弁をいただきました。そして、今後どうあるべきかということ調査研究するのを建設課に指示をいたしましたということでございまして、まさにこの指示の一つではなかろうかという気がしております。調査の途中でございますから、なかなか答弁も難しいことも承知をしておりますが、やはりこういったいろいろなことが新聞報道でもされ、以前にも申し上げましたように、農業者と非農家が混住する社会が極めて増えてきておる状態の中でございますから、やはり行政はまず土木委員の立場というものを、しっかりとどういう形にするのか決めていかなければならない。高知市には、あるいは隣の町には条例もあるということでございますが、それが全国でも珍しくて、なかなかそれが確実にいいかどうかというのも難しいところがあるようでございますが。

最後にお尋ねしたいのは、このアンケートの回収後、意見集約をされた後に、その結果はどのように生かされるのか、ここが一番の問題であると思いますので、またその今後の方向性についてお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（濱田秀志） 集約した結果につきましては、今回送付させていただいた方に公表いたします。また、貴重な御意見を参考に、どのような土木委員制度の在り方が本市に最も適しているのか検討・研究し、少しでも負担の軽減になればと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） 先ほども言いましたように、調査の途中でございますから、これ以上のことを申しませんが、また答えにくいこともいろいろあるかと思います。どうか適切な御判断をされて、行政としてしっかりとした取組ができるような、今回のアンケートによって体制整備をされることをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、たちばな幼稚園について、3項目めを質問させていただきます。

実は、私、一昨年(2021年)の12月議会におきまして質問させていただきました。たちばな幼稚園の令和2年度の入所者が大きく減少しており、僅か11名の入所であり、大変驚いている。これは10月からの実施されている保育園の無償化が一つの要因ではないか。また、一方では、夏休み、冬休みの長期休暇中の保育がないことなども、保護者にとっては、この無償化によって比較になっているのではないかと考えている。保護者の会のほうでは、これらについてアンケート調査を行った結果、長期休暇中の保育について70%の保護者の方が保育を望んでいることを申し上げ、実施について質問をいたしました。このときの課長答弁では、教育現場での保育ということで課題もあろうかと思うので、整理をしながら進めていきたい、という御答弁でございました。また、教育長のほうからは、親のニーズ、市民のニーズも考えながら、教育と保育とを区別をしなければならないことと、融合できるところを事務局として模索してまいりたいという答弁がありました。その後、早々に御検討がいただけたようでございまして、昨年の夏休み、冬休みにおいては保育を実施していただいたようでございます。幼稚園という教育現場において、長期休暇中に保育を行うという、今までになかったことを実施されたことで、見えた課題や保護者の反応などはいかがなものであったか、担当課長にお尋ねをします。

○議長(土居恒夫) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(溝渕浩芳) 西本議員言われますように、令和2年度の夏季休業期間から、たちばな幼稚園で預かり保育を開始いたしました。曜日により利用者の数は変動はございましたけれども、1日当たり在園児の約半数の最大33名の園児の方が御利用をされておられます。預かり保育につきましては、3歳、4歳、5歳で混合保育を実施し、現場のほうからは、子供たちは異年齢の関わりの中でいろいろな刺激を受けることができ、経験の幅が広がったでありますとか、職員としては幼児理解をさらに深めることができたという意見をいただいております。また、就労されている保護者の方もいらっしゃいますので、長期休業期間中は、幼稚園とは別の場所に今まで子供さんを預けられていたと思います。たちばな幼稚園で預かり保育を始めたことにより、通い慣れた施設で預かってもらえることになったことで、保護者、園児ともによかったのではないかと私は思っております。以上でございます。

○議長(土居恒夫) 西本議員。

○6番(西本良平) ありがとうございます。本当に私もよかったと思います。半数近い33名の園児の方が利用されたということで、しかもふだん通っておる幼稚園での保育ということで、保護者の方々の安心もいかにやりやったか、そういうふうにありますし、先日の学校関

係者評価委員会の中でも、保護者の代表の方からそういった温かいお礼のお話もございましたし、今後についての御心配もされておったようでございますので、今回、質問をさせていただきましたが、本当に私もよかったと思っております。

引き続き、この令和3年度の入所予定者の状況と、また今年の保育について、どういうふうな計画になっておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 令和3年4月の3歳児の入園予定児童数は20名で、令和2年4月の入園児童数が12名でございましたので、8名の増加の予定となっております。令和3年4月の園児数は、3歳児20名、4歳児12名、5歳児20名、合計52名となる予定でございます。

また、令和3年度につきましても、令和2年度に引き続き、長期休業期間中の預かり保育を実施いたします。また、現在預かり保育を利用された保護者の方から意見を聞く機会を持つことができおりませんので、預かり保育を利用された在園児の保護者から意見をお聞きし、令和3年度の預かり保育に生かせるようにしたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。おかげさまでといいますか、8名の増加になっておりますが、このことが全て要因になって増えたということでもないかもしれませんけれども、いずれにしても増えてきております。そして、今年も保育を行うというお答えがいただきましたし、また利用者の方々の意見も聞きたいということでございます。なかなか集まる機会もないと思うんですが、アンケートの方法もあろうと思いますし、また評価委員会の前段か後かというところも、1つ一定あるのかなという気もします。いずれにしましても、やはり精度を上げていくためには意見を聞くということは非常に大事なことでございますから、どうかこの状態で取組を進めていただきますように、心からお願いを申し上げます。

そして、このたちばな幼稚園の子供たち、今52名と言われましたが、マックスの頃は百七、八人おいでましたので、やはりそれでも半数でございます。どうか未来永劫とは言いませんが、公共施設の少ない瓶岩地区、そしてこの宍崎の地のたちばな幼稚園の子供たちの声が地域に広がって元気をいただくような、そういう未来がずっと続きますように、心からお願いを申し上げまして、今議会での私の質問を終わります。ありがとうございます。

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、明11日は休会し、12日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

3月12日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時41分 延会